

## 台湾の農業経済と食糧増産措置

---

黄 登忠・朝元 照雄

### はじめに

米穀は台湾で最も重要な農作物であり、台湾の主食である。1950年代以降、台湾政府は食糧が十分に供給できるように、米穀の増産に多くの措置を採用してきた。

本論の課題は戦後台湾の食糧増産措置を究明することである。以下は直接的と間接的増産措置の両面から論じることにする(第I節と第II節)。続いて第III節は雑穀の増産措置、第IV節は養豚の奨励措置にスポットを当てることにする。そして、第V節は沿海地域の小作農の増産奨励対策、第VI節は農地改革を論じることにする。

### I. 米穀の直接的増産措置

第1次食糧増産5ヵ年計画(1946～50年)に引き続いて、第2次食糧増産5ヵ年計画(1951～55年)が制定された<sup>1)</sup>。その後、「第1次経済建設4ヵ年計画」(1953～56年)が制定されたため、食糧増産計画は経済建設4ヵ年計画に合わせるようになり、生産の努力目標を調整するようになった。1953年に台湾政府は「耕者有其田」政策を実施し、それは小作農が自らの農地を手に入れる自作農創設計画である。この政策によって、農民の生産意欲を促し、

食糧の増産に大きな役割を果たした。1951年の初めの米穀生産量(玄米換算)は148万トンで、1968年には251万トンに達した<sup>2)</sup>。この期間において、いくつかの天災による被害を受けるが、最終的には増産を果たすことができた。直接的な増産措置は次のようである。

### (1) 化学肥料の使用

化学肥料の投入は米穀の増産を促す有効的な方策である。戦後、化学肥料の供給量が大量に増加した。それによって、単位面積の米穀生産量および米穀の総生産量は年ごとに増加するようになった。

糧食局は肥料の配分時に、土壌の成分分析と肥料3要素の配合比に注意を払っていた。その適切な肥料の配合比があったからこそ、肥料投入効果によって土地生産性が向上し、農民の収益向上が図られるようになった。食糧増産の目標に合わせて、供給された化学肥料には窒素肥料、リン酸肥料、カリ肥料の3要素を実際の状況に合わせて配合された。米穀肥料交換制度により、各地方の農会(農協に相当)を通じて、農民に分配された。糧食局は農民が合理的に肥料を使用するように指導し、化学肥料の効果が明確に検証できるように肥料使用の模範水田を設け、肥料指導計画を実施した。

### (2) 米穀肥料交換制度の実施

食糧増産方策の実施に合わせて、米穀肥料交換制度も実施された。この米穀肥料交換制度とは、1キロの米穀と1キロの化学肥料との交換レートによる物々交換の方式を採用したものである。物資が極端に少ない1949年と1950年頃には異議がなかったが、1950年代から次第に論議が高まってきた。当時、食糧政策の担当部署はこの方策の実施を維持したいと主張し、当時の台湾省主席で、後の副総統兼行政院長(首相)の陳誠氏から支持が得られ、実施するようになった。陳誠氏の著書である『台湾土地改革紀要』の「化学肥料の応用」の箇所に、米穀肥料交換制度の重要性について以下の3点を提起した<sup>3)</sup>。

- ① 化学肥料による自由販売の場合、農民は高金利によって搾取の苦痛が増え、肥料投入時期に合わせることができず、生産に影響を及ぼすこと

がある。

- ② 農民が現金で肥料を購入する場合、政府は現金で食糧在庫量を確保しなければならず、インフレを助長する可能性がある。
- ③ 農民による自家用食糧のほかの食糧は、民間が保管するよりも政府が集中して貯蔵したほうが管理しやすく、損失が少ない。政府が大量の食糧を掌握すると、軍用食糧の供給に心配がなく、過去に発生した「米価の低下による農民へのダメージや米価の高騰による民間へのダメージ」の弊害を排除することができ、全体の経済状態の安定を保つことができる。

事実上、国連食糧農業組織の農産品価格問題の討論時に、台湾代表による台湾の米穀肥料交換制度を報告した際に、多くの支持が得られた。この制度を実施する際に少なくとも次の成果をあげることができた。

肥料を必要とする時期に、多くの農民は手元に現金が不足していた。この時、政府が肥料を農民に貸し、米穀の収穫時に返却すると、資金の困難を解決することができる。それに、農民がより多くの肥料を投入し、米穀の増産に、米穀肥料交換制度の貢献が大きいと考えられる。

米穀収穫期の米価の低下がよく発生する。農民が政府に化学肥料の代金として米穀を返却する際に、取り決められた比率によって計算され、農民は自ら米穀を販売時に発生するかも知れないリスクを排除することができる。同時に、政府も収穫時に大量な米穀を化学肥料の代金として回収でき、収穫期に低下しやすい市場価格を持ち上げることができる。それに事実上、農民が米穀を市場に販売する時も、市場価格の持ち上げによって合理的な価格を保つことができると考えられる。

政府側に十分な米穀在庫量を持つと、政府の農産品価格政策のもとで自由市場での米穀価格をコントロールすることができる。政府は公務員および低所得層に低価格で食米を販売することは、消費者にも利益をもたらすと考えられる。

米穀肥料交換制度によって、政府は統一販売で化学肥料を時期に合わせて農民に配達する。この制度は農業生産に必要な主な化学肥料の価格の安定が保たれ、肥料投入時に発生するかも知れない価格高騰の悪い影響を受け

なくとも済むことができた。

1960年11月に、台湾省政府は「糧食問題研究小組」を設け、米穀肥料交換制度を検討した。その結果、この米穀肥料交換制度は政府による食糧源を掌握する主要な手段になり、農業生産を安定させる主な手段であると認識された。それによって、米穀肥料交換制度の持続的実施を提言することになった<sup>4)</sup>。

### (3) 大型ダム建設

台湾の雨量は多いが、季節の変化に左右されやすい。それに、台湾島は南北に細長く、東西に狭く、高度の落差が大きいし、地形の変化に影響されやすい。河川は急流であり、貯水による灌漑を調整する必要がある。台湾の食糧増産の最も主要な要因の一つは、水利施設の建設である。1624年（明・天啓4年）のオランダ人が台湾を支配した時期に、水利開発の記録があった。その後、1719年（清・康熙58年）に八堡圳が完成され、この用水路は彰化の施氏親子が出資して建設したもので、「施厝圳」とも呼ばれた<sup>5)</sup>。1736年（乾隆元年）に郭錫瑠は瑠公圳を開発、1780年（乾隆45年）に台中の黃頭漢氏は王田圳を開発し、道光年間に鳳山知県（県知事に相当）の曹瑾は曹公圳を開発した。既に300年前から台湾では水利建設に着手されたが、当時の水利開発は官設によるものが少なく、民間個人の出資による自治自営方式によって運営してきた<sup>6)</sup>。

日本植民地統治の50年間に、植民地政府は灌漑、排水などの事業を重視し、水利の開発や台糖、台拓など大企業に開発資金を補助し、水利を建設してきた。しかし、植民地政府は民間による水利建設を奨励していない。植民地時代の水利建設のうち最大規模を誇るのは嘉南水圳であり、1920年から11年間の歳月をかけて建設したものであった。

1921年12月に日本政府は律令第10号の「台湾水利組合令」を制定し、当時の「公共埤圳組合」の組織を変更し、水利組合に編入させた（1923年に完成）。1945年10月25日に日本は台湾を中華民国政府に引き渡した際に、提出した『台湾統治提要』によると、1943年3月まで（日本の会計年度は4月から翌年の3月）の水利灌漑面積は累計54万5094甲（1甲は約0.97ヘクタール）

表1 植民地時代の用水路灌漑面積の推移 (1905~1943年) (単位: 甲)

年 別	累積面積	官設用水路	公設用水路	水利組合	私設用水路
1905	200246	—	93488	—	106758
1910	233737	3817	155424	—	74496
1915	249974	11216	162304	—	76454
1920	314737	11488	207762	—	95487
1925	361340	—	80192	190389	90759
1930	455169	—	135621	231509	88039
1931	464595	—	137508	233728	93359
1932	463713	—	136626	234024	93063
1933	471842	—	138408	238961	94473
1934	475555	—	138879	240290	96386
1935	480369	—	139052	244250	97067
1936	500661	—	139558	250431	110672
1937	526712	—	140546	258786	127380
1938	543673	—	140700	285113	117860
1939	543673	—	140700	285113	117860
1940	548968	—	139849	321694	87425
1941	546554	—	139942	381099	25513
1942	559942	—	139967	398727	21248
1943	561999	—	140107	400885	21007
対換算	545094	—	135893	388826	20375

(注) 3月末のデータである。1甲=約0.97ヘクタール。

(出所) 台湾総督府編『台湾統治提要』213ページ。

に達し、そのうちの公設水利による灌漑面積は13万5893甲、水利組合による灌漑面積は38万8826甲、私設（民間）による灌漑面積は2万375甲であった<sup>7)</sup> (表1と表2)。これらの水利施設は第2次世界大戦の戦火による破壊や戦時中の保守不足によるものが多かったが、戦後、台湾当局の積極的な修復によって農産物の増産に結びついた。

そのほかに注目したいのは、植民地時代に構築した農民組織の農会（農協）、漁会（漁協）、水利会などの基層組織であり、台湾各地の隅々まで設けられた。それに、当時6年間の基礎義務教育の恩恵を受け、農民は農業技術教育の普及を積極的に受け入れることができた。

表2 戦前のダム・水庫の建設一覧表

ダム・水庫 名称	河川名	位 置	ダム構造材料	ダムの 高度 (メートル)	ダムの 長さ (メートル)	満水 面積 (ヘクタール)	有効 容積 (百万㎡)	総容積 (百万㎡)	完成年	効 用
西 勢	基隆河	基隆市暖暖区	コンクリート	29.57	102.42	9.11	0.34	0.56	1927年	給水
蘭 潭	八掌溪	嘉義市	堤防	31	546	70	8.9	9.8	1944年	給水, 観光
鹿寮溪	八掌溪	嘉義県水上郷	堤防	30	270.4	55.29	1.47	3.78	1939年	工業用水
尖山埤	龜重溪	台南県柳営郷	堤防	30	255.6	76.17	3.71	8.1	1938年	工業用水
日月潭	濁水溪	南投県魚池郷	堤防	30.3	363.63	827	138.82	171.62	1937年	発電, 観光
烏山頭	曾文溪	台南県官田郷	堤防	56	1273	1300	83.75	154.16	1930年	給水, 灌漑, 工業用水
虎頭埤	塩水溪	台南県新化鎮	土手・石	15.3	470	25	0.9	0.91	1892年	灌漑
澄清湖	高屏溪	高雄県鳥松郷	堤防	6	600	103	2.3	5	1946年	工業用水, 観光
計							240.19	353.93		

(出所) 台湾省建設庁水利局資料。

戦後、1946年から農会を改組し、理事、幹事の選出に民主的な選挙制度を導入した。1949年に再び改組し、合作社の金融業務を農会に移行した。それ以降、農会は農業技術の普及、農産物の需給、金融信用の業務を集中することができ、機能が強化された。農民は現地の農会から農業の生産技術、生産に必要とする物資と資金を得ることができた。政府は農民組織を通じて農民の食糧増産に協力することができ、食糧政策の諸措置が有効に実施することができた。

当時、アメリカとの協力で設けた中国農村復興聯合委員会（農復会）は、農業技術や農業経済の多くの専門家を抱えていて、アメリカ援助の経費を使って、柔軟に指導を行い、大きな役割を果たした。他方、台湾省政府側では、農林庁が台湾の農業、林業、漁業、牧畜業の行政管理を統括していた。研究試験の方面では、台湾省農業試験場、地方では農業改良場が設けられた。このように、県・市政府の農業部署や地方基層の農会組織を通じて、農民に米穀の新品種、施肥、耕耘機の使用を普及させ、単位面積の生産量を向上させた。

水利はインフラ建設の重要な一環であり、特に、灌漑、排水施設の完備による食糧生産への影響が大きい。戦後初期に戦火によって損傷した灌漑施設、洪水防止用施設を積極的に調査し、補修と更新を行い、新しい水利建設を施

行した。

1947年から農復会は各地の水利会の低金利融資に対し援助を行い、水利灌漑事業が更なる進展が得られた。具体的には、水文資料の収集、地質の測定、水利工程のモデル試験、水利と土壌の利用など基本資料の調査、収集を行った。それを根拠に灌漑、排水、洪水防止など水利インフラの整備を行った。

食糧の増産を図るため、台湾政府は水利建設の強化に尽力した。石門ダム、白河ダムと曾文ダムの建設、彰化と雲林の地下水開発などを完成した。そのうち、最も代表的なものは北部の石門ダムと南部の曾文ダムである（表3）。

石門ダムは1956年7月から着工、1964年6月に完成し、8年間の歳月がかかった。建設経費は総額34億台湾元、主としてはアメリカからの援助のほか、台湾省政府からも経費を補助した。総貯水量は3億912万立方メートルで、灌漑、発電、給水、洪水防止、観光の5つの機能を持っていた。

曾文ダムは台湾最大のダム建設になった。曾文ダムの貯水量規模は石門ダムの2.5倍で、洪水氾濫の防止や灌漑の効果が大きい。曾文ダムは1967年から施工が始まり、1973年10月に完成した。ダムの貯水量7億800立方メートルで、嘉南平原（嘉義県と台南県一帯の平野）の灌漑、発電、給水、洪水防止、観光などの機能を持っていた。台湾の耕地面積は約90万ヘクタールで、その40%の約36万～37万ヘクタールは畑であり、この畑の約80%が台南地区に集中していた。曾文ダムの完成によって、この地区の多くの農地が2期作や輪作ができるようになった。1期作から2期作への変化による食糧増産の寄与は極めて大きい。建設総額60億台湾元で、その財源は政府、中米基金（アメリカの対台湾援助物資を販売してプールした基金）からの融資以外に、1968年8月に総統令「台湾省糧食実物債券条例」の公布により、糧食局から実物債券を発行し、資金の不足を補った。実物債券の発行額は、米穀6億6900万キロで、26億5000万台湾元に相当し、全建設費（60億台湾元）の3分の1を占めていた。この実物債券の満期時に支払う業務は、糧食局が担当した。

表3 戦後完成のダム・水庫の建設一覧表（1995年以前の完成）

ダム・水庫 名称	河川名	位置	ダム構造材料	ダムの 高度 (メートル)	ダムの 長さ (メートル)	満水 面積 (ヘクタール)	有効 容積 (百万㎡)	総容積 (百万㎡)	完成年	効 用
阿公店	阿公店溪	高雄県燕巢郷	土手・石	31	2380	290	5.02	45	1953年	給水, 洪水防止, 灌漑
塩水埤	茄苳溪	台南県新化鎮	土手・石	8.5	420	21.43	0.39	0.76	1955年	灌漑
徳元埤	温厝廍溪	台南県柳営郷	堤防	7	633	147.34	2.37	2.37	1956年	灌漑
霧社	霧社溪	南投県仁愛郷	コンクリート	114	205	350	105.45	148.6	1959年	発電
大埔	峨眉溪	新竹県峨眉郷	コンクリート	20.9	98.8	135	5.38	9.4	1960年	灌漑
谷関	大甲溪	台中県和平郷	コンクリート	85.1	149	62	6.46	7.31	1961年	発電
青草湖	客雅溪	新竹市	堤防	16.5	149	24.85	0.85	1.1	1956年	灌漑
劍潭	中港溪	苗栗県造橋郷	コンクリート	8	34.4	15.5	0.53	0.56	1957年	灌漑
龍鑾潭	窪地	屏東県恒春鎮	堤防	5	1967	175	3.63	3.79	1958年	灌漑
石門	大漢溪	桃園県龍潭郷	土手・石	133	360	800	239.08	309.12	1964年	給水, 洪水防止, 灌漑, 発電
白河	急水溪	台南県白河鎮	堤防	42.5	210	197	14.42	25.09	1965年	給水, 洪水防止, 灌漑, 工業用水
明德	老田寮溪	苗栗県頭屋郷	堤防	35.5	187	162	16.5	17.7	1970年	給水, 灌漑, 工業用水
曾文	曾文溪	嘉義県大埔郷	土手・石	133	400	1714	581.68	708	1973年	給水, 洪水防止, 灌漑, 発電
成功	港底溪	澎湖県湖西郷	コンクリート	10.5	290	32	1.04	1.08	1973年	給水
德基 (遠見)	大甲溪	台中県和平郷	コンクリート	180	290	454	173.35	232	1974年	発電
新山	大武崙溪 支流 新山溪	基隆市	堤防	51	231	28.5	3.7	4	1979年	給水
頭社	濁水溪 支流 上流	南投県魚池郷	堤防	12	64	5.13	0.24	0.3	1979年	灌漑
興仁	窪地	澎湖県馬公市	コンクリート・重力	13	232	15	0.6	0.68	1979年	給水
鏡面	曾文溪 支流 鏡面溪	台南県南化郷	コンクリート	36	120	12.5	0.99	1.15	1980年	給水, 灌漑
東衛	窪地	澎湖県馬公市	コンクリート	9.5	247.5	8.1	0.19	0.19	1980年	給水
石崗壩	大甲溪	台中県石崗郷	コンクリート	25	357	64.5	2.06	2.7	1977年	給水, 灌漑, 工業用水
栄華壩	大漢溪	桃園県復興郷	コンクリート アーチ・ダム	82	160	31.6	12.4	12.4	1984年	沙の遮断, 発電
永和山	中港溪	苗栗県三湾郷	堤防	62.5	340	165	28.42	29.58	1984年	工業用水
鳳山	東港溪	高雄県林園郷	堤防	39.5	325	74.9	8.5	9.2	1984年	給水, 工業用水
寶山	頭前溪 支流 上坪溪	新竹県寶山郷	土手・石	34.5	260	60.2	5.35	5.47	1985年	給水, 灌漑, 工業用水
赤水庫	—	澎湖県白沙郷	—	—	820	214	0.72	1.28	1986年	給水
翡翠	新店溪 支流 北勢溪	台北県石碇郷	コンクリート アーチ・ダム	122.5	510	1024	327	406	1987年	給水, 発電
仁義潭	八掌溪	嘉義県番路郷	土手・石	28	1535	232	28.64	29.11	1987年	給水
西安	—	澎湖県望安郷	重力ダム	13	361	7.2	0.24	0.24	1987年	給水
小池	—	澎湖県西嶼郷	堤防	16	245	3.9	0.19	0.19	1990年	給水
七美	—	澎湖県七美郷	堤防	14	146	11.4	0.23	0.23	1991年	給水
鯉魚潭 (1期)	大安溪 支流 山溪	苗栗県大湖郷	土手・石	96	235	432.12	120	126.12	1992年	給水, 灌漑, 工業用水
南化 (1期)	後堀溪	台南県南化郷	土手・石	87.5	509	537.1	149.46	158.05	1994年	給水
東港 攔河 堰	東港溪 支流	屏東県東港鎮	浮き型放水道付ダム	8	87	—	—	—	1976年	給水
碧潭 攔河 堰	新店溪	台北県新店市	浮き型放水道付ダム	7.2	200	—	—	—	1971年	観光
牡丹	四重溪	屏東県牡丹郷	土手・石	65	445.6	142	30.56	31.19	1995年	給水, 灌漑, 工業用水
計							1875.64	2329.96		

(出所) 表2に同じ。

#### (4) 水利建設

灌漑施設の整備は米穀の増産を促す条件の1つである。各地の大型・小型のダム建設は水利担当の部署が施工するが、実際の緊迫度に応じて、糧食局は短期的に完成しやすく、費用が少ない小型水利施設や揚水ポンプの建設について、1953年から融資制度を設けるようになった。糧食局は農民が自ら地下水の汲水を奨励し、地上の給水の不足を補うことにした。汲水、排水や灌漑で、水不足地区の農地灌漑を改善させ、食糧増産を促すことである。1953年から融資制度が開始され、融資を申請した農家世帯が多い。それ以降、政府は地下水の開発と利用を重視するようになった。以下は1953年以降、糧食局が採用した水利開発の奨励などに関する融資について説明する。

1953年4月6日に「農民小型水利工程設置資金貸出し処置要項」を制定し、水不足地区を対象に、貸出し金額を定めた。1953年の貸出し額は243万5740台湾元で、最高時の1954年には1600万8500台湾元に達した。この貸出し制度は1970年に中止したが、この期間中には7200万台湾元を貸出したことになった。

1958年に「農家世帯揚水ポンプ購入資金貸出し要項」を公布した。それは農民のポンプ購入資金の貸出しによる灌漑面積の増加を図り、米穀の増産を促すことである。毎年の貸出し額は100万台湾元以上で、最高値の1960年には792万5728台湾元に達した。

1963年に旱魃による水不足が発生し、緊急措置として「灌漑用井戸掘り資金緊急貸出し要項」を公布した。この年の第1期から井戸掘りで灌漑する農家に融資を行った。農民はこの融資を年ごと期ごとに分け、米穀で返還するようにした。この要項は1970年に廃止され、8年間に1億5083万台湾元を融資した。

農家世帯の地下水開発、水利施設建設の補助、地下水水源の探査による井戸掘りの補助などを行い、その目的は稲作面積の増加による米穀の増産を図ることであった。

1965年に「農地水利会による地下水開発資金の貸出し要項」を公布し、高雄、嘉南、斗六、南投、彰化などの水利会に1199万台湾元を融資した。1963年に「農地水利会による深井戸掘り補助要項」を公布し、深掘り井戸67個、浅掘り井戸30個、合計で97個の井戸掘りに補助し、補助額は878万台湾元に達

した。それによって、作付面積は466ヘクタールに増え、灌漑面積は7576ヘクタールに達した。1968年から水利局に委託し、大型井戸掘り探査を行った。台北、新竹、台中、台南、南投などで37個の探査用井戸掘りを行い、糧食局が261万台湾元の補助金を拠出した。

水不足地域に水ポンプを無償で貸出して、灌漑の手助けにした。台湾は亜熱帯地域に所在し、気温が高く、雨量が豊富である。しかし、河川が短く、河流が急激である。しかも戦後の山林の乱伐によって、水土の保持に悪い影響を受けるようになった。早魃になると、水利施設の未整備農地では水不足の脅威を受けるようになった。1951年から糧食局は、稲作の生育期に早魃による不作を避けるために、電動ポンプやディーゼルポンプ604基（合計3千942.5馬力）を購入した。それは各地の食糧事務所で保管し、無償で農会（農協に相当）や水利会に貸して、緊急時の灌漑に使うことにした。その後、早魃時にポンプは大きな効果を発揮することができた。

#### (5) 人造雨の実施

前に述べたように、糧食局は早魃で水不足の時、各地の水不足の農地にポンプを貸し、緊急灌漑措置を行った。1954年から灌漑の水量を増やすために、台湾人造雨研究所および他の機関に協力してもらい、降雨量の増加を図るようにした。しかし、このような作業は事前に関係機関との密接な連携準備、気象状態に合わせて適時に雨を降らせ、効果を発揮することが必要である。この作業のために、1955年5月から台湾人造雨研究所に共同機構として加入することが認められた。人造雨を作る方法は次の3つに分けられる。

- ① 飛行機による雨作り。飛行機を飛ばし、ドライアイスを散布して、沃化銀溶液と食塩飽和溶液など造雨剤を噴射して、雨を降らすことである。この方法でのコストは高いが、直接的に水不足の地域の上空に実施することができる。
- ② 風船による雨作り。飛行機を使った場合、コストが高く、悪天候での飛行には危険が多い。そのために、ある時には風船でドライアイスを雲の中に持ち込み、降雨を促す方法を採用する。この方法は安全で経済的であるが、風向きや雲層など気象条件の制限を受けることがある。

- ③ 地上での雨作り。地上の造雨器で沃化銀溶液の浸透した石炭を燃焼させ、沃化銀が蒸発して煙状になり、空中に昇ると水滴が固まることになる。この方法は安全で経済的であるが、風向きや気流などの条件の制限を受けることがある。

糧食局は1954年から台湾人造雨研究所に委託し、人造雨を促進した。1968年までに飛行機による雨作りが16回、風船による雨作りが142回、地面の造雨器での雨作りを2713回実施してきた。

#### (6) 耕耘機の購入奨励

糧食局は農民の耕作、土壌の改良に協力し、米穀の単位面積生産量を向上させ、耕作用牛の不足を解決するために、1958年第1期から農民による耕耘機購入資金の貸出し業務を開始した。優遇された貸出し条件を提示しているために、農民の歓迎を受けた。この業務が開始された5年間に耕耘機4000基の購入貸出しがあり（1962年に台湾保有耕耘機の6割以上がこの融資方策を使い）、貸出し金額は1億3500万台湾元に達した。この貸出し方法の主な規定は次のようである。

貸出し対象者は郷鎮（行政村）・市区の管轄内に稲作面積が1ヘクタール以上の農家世帯を対象とする。購入する耕耘機は新品に限る。1農家世帯の貸出し金額は、耕耘機1台の価格を原則とする。稲作面積が1ヘクタール以上～1.5ヘクタールの農家世帯の貸出金は3万台湾元を超えないとする。1.5ヘクタール以上～2ヘクタールの農家世帯の貸出金は4万台湾元を超えないとする。2ヘクタール以上の農家世帯の貸出金は5万台湾元を超えないとする。3ヘクタール以上の農家世帯が耕耘機の購入に必要な資金が5万台湾元を超えるものについては、糧食局は農家世帯の債務返還能力を見て、その最高貸出金を決めることにした。

借款の利子は1日の金利を0.033%と計算する。各期に返却する貸出金額は、当期の糧食局の食糧生産貸出し規定による米穀換算基準に従った。

糧食局からの融資について、以下農家世帯は規定に従って期ごとに返却すること。①貸出金が3万台湾元以下の場合、貸出し当期から連続6期（3年）で返却すること。期ごとの返済金額は融資の6分の1にすること。②貸出金

が3万台湾元以上～4万台湾元未満の場合、貸出し当期から連続8期(4年)で返却すること。期ごとの返済金額は融資の8分の1にすること。③貸出金が4万台湾元以上の場合、貸出し当期から連続10期(5年)で返却すること。期ごとの返済金額は融資の10分の1とすること。期ごとの米穀の返済期限は、糧食局の食糧生産貸出し規定に従った各地域当期の米穀換算基準による。

農会の耕耘機の購入による耕作代理サービス・ステーションの設置の必要に応じて、郷鎮(行政村)の農会の耕耘機購入による耕作代理サービス・ステーションを設置し、農民に替わって耕す業務を始める。それによって、農業機械化の普及を促すようにする。この業務のために、1959年第2期から資金を農会に融資し、117基の耕耘機を購入させ、総額は446万3978元である。

その後、糧食局は各地の郷鎮(行政村)の農会が積極的な融資によって耕耘機を購入させ、耕作代理サービス・ステーションを設けさせ、農民の歓迎を受けた。1962年から強化を続けていた。この貸出金の方法は、利子の計算の基準は農民の耕耘機購入の融資と同じ規定であり、融資金額は各地の農会の実際の需要によるもので、農会のこの1年間(2期)の肥料分配手続費の範囲内に基づくものである。以下の基準に沿って、融資額を決めること。

- ① この1年間に農会の肥料分配手続費が4万台湾元以上～8万台湾元未満の場合、その手続費の範囲内で耕耘機1基の資金を貸出する。
- ② この1年間に農会の肥料分配手続費が8万台湾元以上～12万台湾元未満の場合、その手続費の範囲内で耕耘機2基の資金を貸出する。
- ③ この1年間に農会の肥料分配手続費が12万台湾元以上の場合、その手続費の範囲内で耕耘機3基の資金を貸出する。

農会への資金の貸出しの返還期限は、当期から4期(2年)とする。農会が期ごとに得られる肥料配分の手続費を次のようにする。差し引く資金が足りない場合、この農会が糧食局から委託される他の業務で得られた手続費から差し引くこと。

農業機械化を促すために、農民に耕耘機の操作、保守などの技術を習得させ、糧食局は1959年8月から耕耘機推進センターを設けた。耕作サービス隊を組織し、新竹、台中、台南など地域の農民の耕作に協力し、労働力の不足を解消させた。糧食局に所属する事務所の人員を訓練し、耕耘機の操作、保

守などに熟練させて、農民の指導を強化した。台中、雲林、台南および高雄などで耕耘機のモデル指導を行った。実施されたあと、大きな効果を得るようになり、農民の耕耘機購入が益々多くなった。1962年度に糧食局は新竹、高雄、台東などの地域で耕耘機と動力噴霧器のデモンストレーションを行った。

農業の機械化を加速的に推進し、農村の労働力不足および生産コストの低減の問題を解決するために、1970年第1期から農会で耕耘機隊を設置に補助および低金利貸出しを行い、低費用で農民に整地、田植え、灌漑および収穫の業務を行った。1973年6月までに農会の耕耘機隊300隊を奨励し、耕耘機、牽引型耕耘機、動力噴霧器、動力エンジン脱穀機などを購入した。合計で補助金が1814万6710台湾元、融資額が8191万3683台湾元に達した。

米穀の収穫、乾燥、保管の便宜のために、1950年からは脱穀機の購入貸出金の無利子措置を行い、農民の歓迎を受けた。1970年6月末からの融資額は累積で565万4250台湾元に、農民が購入した脱穀機は1万1286基に達した。

#### (7) 食糧生産資金の貸出し

農民の種まきおよび収穫時の資金の回転の問題を解決し、悪徳商人による青田刈りや高金利による「搾取」の弊害を防止し、米穀収穫時の米価の暴落を防止することができた。それに、政府の食糧の掌握量が充分であるため、軍用・公務員用食糧および民間食糧の調整の必要性に応じて、1950年から生産資金の融資を行った。回収成績は良く、融資額の歴年推移は表4に示されている。

この融資額の主な規定は次のようである。融資の対象は生産資金が不足の稲作農民世帯が対象である。稲作農家世帯の作付面積に蓬莱米や在来米を栽培させ、1ヘクタール当たりの貸出金を融資額として規定した。1950年代においては約4000台湾元で、それ以後は実際の状況に従い、段階的に増やした。融資額の利子は貸出日から返却日の1日前まで、1950年代初期の1日当たり0.04%であり、1974年から無利子になった。米穀換算基準として、農家世帯は貸出金と利子の返却合計額を南部地区（高雄、台南、台東などの県・市を含む）、中部地区（台中、彰化などの県・市を含む）、北部地区（新竹、台北、

表4 米穀の生産資金の貸出し状況 (1950~73年)

年別	貸出し世帯 (世帯数)			貸出し金額 (台湾元)			平均1世帯当たりの貸出し額 (元)		
	全年	第1期	第2期	全年	第1期	第2期	全年	第1期	第2期
1950	98370	98370	—	4880525	4880525	—	49.61	49.61	—
1951	185620	86427	99193	36269865	13985800	22284065	195.40	161.82	224.65
1952	90884	73184	17700	27542505	21249690	6292815	303.05	290.36	355.53
1953	113024	68803	44221	59864140	35378200	24485940	529.66	514.19	553.72
1954	87380	57392	29988	51329580	32055470	19274110	587.43	558.54	642.73
1955	72990	46032	26958	46705810	28885030	17820780	639.89	627.50	661.06
1956	77813	49537	28276	60965670	35814040	25151630	783.49	722.98	889.50
1957	38376	28275	10101	33531950	23944270	9587680	873.77	846.84	949.18
1958	42311	23656	18655	40175150	21672280	18502870	949.52	916.14	991.85
1959	38727	25903	12824	42005330	27067400	14937930	1084.65	1044.95	1164.84
1960	30753	18288	12465	40076020	21778890	18297130	1303.16	1190.88	1647.88
1961	30087	20120	9967	45665470	29633380	16032090	1517.78	1472.83	1608.52
1962	25675	14185	11490	41211725	21771155	19440570	1605.13	1534.80	1691.96
1963	26305	16909	9396	49152080	30837500	18314580	1868.55	1823.73	1949.19
1964	20040	12948	7092	39930240	25178820	14751420	1992.53	1944.61	2080.00
1965	17007	9489	7518	40478080	20002550	20475530	2380.08	2107.97	2723.53
1966	20501	12115	8386	65736050	38324970	27411080	3206.48	3163.43	3268.67
1967	20274	12028	8246	77194770	45279880	31914890	3807.57	3764.54	3870.35
1968	16339	9578	6761	69545760	39851690	29694070	4256.43	4160.75	4391.96
1969	14846	8709	6137	71675490	42305300	29370190	4827.93	4857.65	4785.76
1970	11057	6027	5030	57013270	30412850	26600420	5156.31	5046.10	5288.35
1971	8167	4474	3693	40731400	21572450	19158950	4987.31	4821.74	5187.91
1972	5995	3225	2770	32458400	16703000	15755400	5414.25	5179.22	5687.87
1973	4076	2479	1597	25505400	15416100	10089300	6257.46	6218.68	6317.66

(注) 1950年は「小農増産貸出し」と呼ばれた。

(出所) 糧食局編『台湾糧食統計要覧』各年版。

花蓮などの県・市を含む)などに定められた期間内に、蓬萊米の平均市場価格に基づいて蓬萊米穀で返済すること。在来米の米価は蓬萊米の米価より安いいため、在来米で返済する場合、100キロ当たり3キロを増すことである。ただし、蓬萊米の作付面積で貸出金を申請した農家は、蓬萊米穀で返却すること。米穀返却の期限として、貸出し当期の米穀収穫時に返済すること。そ

の期限は糧食局の規定による。申請時期は毎年2期に分け、第1期は1～6月、第2期は7～12月に定められた。融資および米穀回収機構については、糧食局が各地の農会（農協）に委託した。

#### (8) 水稻の生産改良技術

水稻の生産を促進し、単位当たりの生産量を増やすために、農民を組織して改良技術によって栽培させる。そして、農民を総合栽培方式で誘導し、水稻栽培を行い、生産コストを減少させ、農民の収益を増やした。1963年第2期から中国農村聯合復興委員会（農復会）と農林庁は稲作の小面積のモデル推進を行い、糧食局は物資と資金の協力を行った。モデル推進の結果、確かに成果があり、政府はこの業務の推進を強化した。

#### (9) 優良稲種の交換補助

糧食局は優良水稻（主に蓬萊米）の更新の強化にあわせて、食米の生産量と品種の向上を図るために、1959年第2期から農家世帯に優良稲種の交換補助業務を行った。実施以来、各地の農民は優良稲種との交換が積極的に推進されてきた。毎年期ごとの稲種交換の農家世帯は1万～4万世帯の間で、交換された水稻の量は100万キロ～200万キロであり、糧食局の補助額は交換水稻の15%を占めていた。

この農家世帯における優良稲種の主な交換方法の規定は次のようである。

水稻の受入、保管および交換の業務は、各地の郷・鎮（行政村）の農会が担当する。稲種の交換申請は、各地の郷・鎮の農会は稲種の受入後、優良稲種の品種と数量、農家世帯の申請期限を公示する。稲種を必要とする農家世帯は、規定された期限に郷・鎮の農会で稲種の申請を行い、農会は農家の作付面積に基づいて、1ヘクタール60キロを基準として、その必要とする稲種の数量を定める。

稲種採取の農家世帯は、合格した水稻を糧食局が委託した農会に運び、普通的水稻と交換を行う。採集田の1ヘクタール当たり最高で3600キロを限度としてその交換量を定める。優良稲種と普通の米穀の交換比率は1対1.15で計算する。つまり、糧食局が普通の米穀115キロで、優良稲種繁殖の栽培農家

から優良稲種100キロと交換する。糧食局は一般の農家との優良稲種の交換は、1対1で交換する。つまり、糧食局は15%の負担を負い、一般の農家に15%の米穀を補助したことになる。稲種の検査と受入は、「農作物種子検査規則の水稲種子室内検査基準」および「台湾省田賦徴収実物検査受入規則」の規定に基づいて処理する。

稲種の保管について、農会は受入の稲種を年別、品種別に分け、専門倉庫で保管する。保管期間中にはネズミ害、虫害および湿気を防止し、管理を行う。稲種の交換を申請した農家世帯は、当年期の米穀を規定された期日や期限内に農会と交換を行うこと。交換比率は優良稲種と普通の米穀を1対1の比率で等量交換を行うこと。ただし、当期に農家は蓬莱米を栽培しておらず、蓬莱米で交換できない場合、現地の郷・鎮公所（村役場）で証明できるものは、在来米での交換を認める。この場合、優良稲種100キロ当たりには在来米103キロと交換すること。

各地の郷・鎮公所は稲種の更新や計画推進の経費および奨励費の名目から経費を捻出し、交換の農家に奨励する。農会がこの業務を担当した時の手続費は、糧食局が支払う。この時、米穀100キロ当たりの交換に3元を支払う。農家世帯には無償とする。

#### (10) 新設米穀種子倉庫の補助

稲種は収穫から次期種まき期間まで、過去においては所蔵設備がないために、芽生え比率に悪い影響を与え、大きな損失を蒙ることになる。糧食局は必要とする倉庫を確保し、米穀の生産計画に合わせるために、1961年7月から農復会と共に農会に種子倉庫の新設を補助するようになった。補助金のうち、糧食局は48%を負担し、農復会は52%を負担した。

#### (11) 病虫害の防止

台湾の気候によって、稲作に病虫害が発生しやすい。特に、稲熱病、水稻紋枯れ病、螟虫、浮塵子、ニカメイチュウなど虫害が最も激しい。そのほかに、野鼠の繁殖も速く、農作物に害を与えていた。このような病虫害や鼠害を防止しないと、食糧の生産に悪い影響を及ぼすことになる。最も有効な手

段は農薬の使用である。しかし、過去において農薬の不足で大きな損失を蒙った。

糧食局は稲作の病虫害の発生を防止し、生産の成果を確保して、農民の負担を減少するために、1955年から海外から大量の農薬を購入、または、工業原料を台湾で加工し、低価格で供給または農民に補助した。それによって、数量を確保することができた。その後、時には病虫害が発生したが、農薬が十分に供給されたため、直ちに投入することができ、最小限の害虫の被害に収めることができた。農薬の供給は、低価格による農薬の販売および薬剤、器具、経費の補助の2種類を採用していた。そのほかに、有機燐酸系の中毒解毒剤を無償で供給していた。

その具体的な進展は次のようである。

糧食局から供給された農薬は薬品の原価や低価格で販売していた。必要とする農家、機構は購入の申請を行い、糧食局から各地の農会に委託販売を行っていた。県・市や郷・鎮の政府・公所や農会から指導員を指導に派遣していた。

稲作病虫害と鼠害を徹底的に防止し、農民の負担を低減するために、県・市政府、農会や農民に病虫害と鼠害の経費を補助していた。実施後、病虫害と鼠害の消滅に大きな成果が得られた。その補助の状況は次のようである。稲種の消毒は稲熱病、ゴマハ枯れ病および水稻苗長スギ病の防止に効果がある。糧食局はこれらの病害を徹底的に予防するために、1954年から農林庁、県・市政府との間で毎年それぞれ3分の1の負担で稲種の消毒薬剤を無償で提供していた。

糧食局、農復会、農林庁などの機関と合同で、1956年秋に全台湾の14の郷・鎮で野鼠の退治のデモンストレーションを行った。その効果が大きい。遂に、1957年の春に全面的に野鼠の退治を行い、その結果、690万以上の鼠の尻尾が収集された。推計では2700万以上の野鼠が退治されたと見ていた。その後、残りの野鼠が再び繁殖で増えないように、毎年各地で「野鼠密度測定区」および「野鼠防止永久毒餌ステーション」を設け、退治を強化していた。糧食局は約30%の経費を負担していた。

### (12) 噴霧器の購入資金の貸出し

農民による噴霧器の購入を奨励し、病虫害を防止するために、1955年第2期から農民の購入の貸出金業務を開始した。その主な規定は次のようである。当期に稲作を行っている各地の郷・鎮の稲作農家が貸出しの対象である。1稲作農家世帯当たりの貸出金額は、噴霧器や噴粉器の1台の価格を限度にする。貸出金の利子の計算方式は、第1期の貸出し日から第1期米穀返還期限日の前日までと規定される。貸出金額の1日当たりの利子は、0.04%で計算された。第2期は第1期の米穀返還日から（第1期に返還が超えたものは、第1期の米穀返還期限日から計算）第2期の米穀返還期限の前日とする。貸出金の利子は1日当たり0.04%で計算される。

期ごとに返還される金額は、糧食局の食糧生産貸出金で規定された当期の米穀の基準で米穀量を換算する。その利子および違約米穀も同じ換算方式を採用する（在来米で米穀を返還する場合、蓬萊米100キロ分を在来米103キロと計算される）。貸出金は当期から連続2期を米穀返還の期限とする。期ごとの貸出金の返還額は総額の2分の1である。期ごとの米穀の返還期限は糧食局の生産貸出金返還期限の規定を基準にしていた。各地の農会が担当機関である。

### (13) 模範農家の選定奨励

農民の増産を奨励し、2期作稲作の栽培を普及させる。2期作の中間作に雑穀類を植え、自給飼料として養豚を増やすことを図る。農民の収益を増やすことで、模範農家の実施計画を1967年から施行するようになった。その前に、1963年から糧食局は各地で模範農家100世帯を選び、指導と実施の結果、大きな収穫が得られた。模範農家が長年にわたり実施したため、そのうちの1部の農家は資格に合わなく、新たに選定する必要が生じてきた。模範農家の選定要点は次のようである。

糧食局の各管理処が各地の郷・鎮農会や公所に委託し、担当機構とする。模範農家世帯の選定数は、各地の稲作面積を基準とする。50ヘクタール以上～500ヘクタール以下から農家1世帯、500ヘクタール以上～1000ヘクタールから農家2世帯、1000ヘクタール以上～1500ヘクタールから農家3世帯、1500

ヘクタール以上～2000ヘクタールから農家4世帯、2000ヘクタール以上から農家5世帯を選定する。

模範農家の任期は、1968年1月～1970年12月末までで、その時の実際の状況を見て新たに選定を行う。模範農家は以下の8つの条件を満たすこと。

- ① 年齢が20歳以上～50歳以下で、体が健康、知識があり、優秀な農民であること。
- ② 毎年2期作の稲作を栽培し、作付面積は0.5ヘクタール以上で、2期作の間作に雑穀類を自給飼料として栽培する。養豚数は5匹以上とする。
- ③ 交通が便利で、農民の見学がし易い中心地とする。各地の管轄内の農業集中地域に模範農家を設け、広範囲にわたりモデルケースとして宣伝すること。
- ④ 政府の規定に基づいて、現地の農会に各期の肥料を受入、政府の指導方法に沿って施行すること。
- ⑤ 現時点で糧食局に借款を受けていない、または保証人になっていない農家世帯であること。
- ⑥ 自ら指導を喜んで受け、稲作および中間作の雑穀類で養豚を行い、他の農民見学の模範となるもの。
- ⑦ 糧食局に食糧の増産を協力し、農村の経済繁栄に関する措置を行ったもの。
- ⑧ 読み書きができるもの。

模範農家に選定された後、糧食局の指導に従い、農業の経営管理などのデモンストレーション以外に、次のことに注意をすること。耕耘機を使い、近隣の農民に耕耘機の使用を推進すること。政府が推進した優良稲種を使い、近隣の農家に農会で優良稲種を交換するように勧めること。寒冷地での第1期作の場合、ビニール製シートを使い、稲苗の保温で、強い苗を育成すること。水稻正条密植器で正しく作付け、近隣の農家にも使うように勧めること。合理的に化学肥料を使用し、最大の効果を発揮させること。堆肥を作り、堆肥の品質を向上させ、化学肥料との配合で地力を確保すること。稲種の消毒を徹底的に行い、病虫害の早期発見に注意を払い、政府による農薬販売で適時に病虫害の退治を図ること。同時に、糧食局は近隣の農家に病虫害の発生

状況を把握し、退治方法を伝授する。水田での雑草、異品種を取り除き、有効的に肥料を使うこと。近隣の農家も施行するように勧めること。稲作の収穫後、直ちに土地を耕作し、土壌の改良を促すこと。稲作収穫後の休閑地を利用し、雑穀を植え、自給飼料で養豚を増やすこと。水不足の地区には農民による井戸を掘るよう奨励し、灌漑の不足分を補うこと。野鼠を徹底的に撲滅し、収穫前の損失を減少させること。優良品種の子豚を選び、混合飼料の使用による飼養技術を改善させ、飼養期間を短縮させ、農家の収益を向上させること。家畜保険、農会の養豚共同輸送に加入し、農家の模範になること。豚小屋、堆肥小屋、農機具の納屋、倉庫・飼料蔵、コンクリート舗装の日干し場および他の農場設備を充実させて、有効的に使うこと。住宅、養豚・養鶏小屋、庭、排水などの清潔を保ち、地域の発展に協力し、環境衛生と公共施設を維持すること。近隣の農民に耕作技術の改善に誠意をもって指導すること。近隣の農民を指導し、政府開催の農業生産講習会に積極的に参加すること。農業に関する書籍・雑誌を購入し、農業関連のラジオ番組を聞き、近隣の農家にも普及させること。政府による台湾の建設政策を宣伝すること。

糧食局は模範農家に対し、優遇奨励策を設け、関係機関から食糧作物の栽培や家畜の飼育技術を優先的に指導する。それによって、生産技術を改善させて、収益を増やすこと。そのほかに、次の設備購入貸出金の補助を優先的に受けることができる。水稻正条密植器の購入、コンクリート舗装の米穀日干し広場の設置、養豚小屋の建設・修築、堆肥納屋、飼料蔵、米穀乾燥装置などの設置。

糧食局から生産資金の貸出しや資材供給の優遇策は次のようである。糧食局からの生産資金の貸出し、糧食局からの優良な蓬萊水稻種の交換、糧食局から大豆の乾燥粕、飼料および農薬の優先的供給、糧食局から模範畑の設置の奨励、糧食局開催の食糧増産講習会を優先的に参加すること。糧食局は模範農家に標識掛け札を2つ贈呈され、1つは扉の所に掲示、1つは農地に掲示し、模範農家に選定されたことが名誉であることを農民に知らせる。成績が優れた模範農家には糧食局から奨励される。

## II. 米穀の間接的増産措置

### (1) 堆肥納屋の新築補助

台湾は亜熱帯地域で、多温多湿、土壌の有機物の分解と消耗が早い。耕地は常に腐食土が欠けていた。地力を保つには、大量な堆肥が必要になる。糧食局は堆肥増産計画を推進するために、農民による堆肥納屋の新築を奨励し、堆肥の増産と品質向上を図った。堆肥と化学肥料を合わせて使うために、1952年から農復会、農林庁と糧食局が堆肥納屋の新築補助を行った。補助事業が始まったあと、堆肥が増産し、地力の保持、食糧の増産に顕著な成果を収めるようになった。堆肥納屋の新築補助については、表5に示される。

この補助の方法の主な規定は次のようである。糧食局および農林庁が県・市の農会を通じて、各地の郷・鎮の農会が担当機構である。各区の農業改良場、糧食事務所や郷・鎮の公所が協力する。補助の基準は、1棟当たりセメントを9袋（ただし、澎湖地区は11袋）補助する。

補助対象は、農業を主とする水田と畑の耕作で、合計で0.5ヘクタール以上の農地を耕作しているもの。現在は堆肥納屋の設備がなく、堆肥納屋を新築し、堆肥の製造として使う農家を対象とする。ただし、比較的貧しく、優良稲種を繁殖する農家を優先的に考慮する。堆肥納屋の新築基準は、堆肥納屋の面積は4坪以上（山地は3坪以上、澎湖は2坪以上）で、地面および壁（高さ1.2メートル）はコンクリート舗装仕上りである。

補助の申請手続は、県・市の農会（澎湖県は県政府）がこの規定に合う納屋棟の数の申請を受けた後、県・市政府（澎湖県は農会）は、堆肥の需要量および堆肥納屋の状態を見て、郷・鎮に建設奨励する納屋の数を審査・決定し、糧食局からセメントを配給する。この規定に適した農家世帯は、世帯主の名義で現地の農会に補助の申請を行う。郷・鎮の農会と農事小組や郷・鎮公所との審査後に県・市の農会に報告する。補助奨励を受けた農家世帯は、材料を準備し、補助のセメントを受け取ってから15日以内に工事を始め、操業後30日以内に完成すること。

表5 政府による農民の堆肥納屋新築補助状況 (1952~80年)

年度別	棟数	補助総額 (台湾元)	糧食局の補助 (台湾元)	農林庁の補助 (台湾元)	農復会の補助 (台湾元)
1952	12400	2480000	1240000	130000	1110000
1953	20000	5350000	2675000	130000	2545000
1954	20000	6000000	2675000	325000	3000000
1955	10000	3669000	1500000	325000	1844000
1956	8750	3162500	1500000	162500	1500000
1957	8000	3162500	1400000	162500	1600000
1958/59	12330	4817500	3000000	317500	1500000
1960/61	10000	4155000	2000000	155000	2000000
1962	8000	3325928	3031928	294000	—
1963	8000	3504000	3504000	—	—
1964	4000	1700000	1700000	—	—
1965	5632	2582000	2582000	—	—
1966	8000	3600000	3600000	—	—
1967	7938	3522960	3522960	—	—
1968	439	237950	237950	—	—
1969	3946	1775700	1775700	—	—
1970	4450	2162410	2162410	—	—
1971	2757	1646800	1646800	—	—
1972	1088	676000	676000	—	—
1973	35	21000	21000	—	—
1974	18	10800	10800	—	—
1975	244	292800	292800	—	—
1976	750	2530700	2530700	—	—
1977	1797	6292300	6292300	—	—
1978	1930	6754000	6754000	—	—
1979	1563	5470500	5470500	—	—
1980	69	241500	241500	—	—
合計	162136	79143848	62043348	2001500	15099000

(注) この業務は1980年度で終了した。

(出所) 糧食局『台湾糧食生産情形及業務概況』各年版。

## (2) コンクリート舗装米穀干し場の補助

農家世帯の米穀や雑穀の収穫時に、雨水による損失を減少するために、1953年から糧食局と中国農村復興聯合委員会（農復会）との共同で農家世帯に、コンクリート舗装の米穀干し場の建設を補助する。この補助計画は予算上の制限を受け、各地の水害の状況と必要性に応じて行われた（表6を参照）。

この補助の主な規定は次のようである。各県・市政府および郷・鎮（行政村）の農会が担当機構である。各県・市の農会および各郷・鎮の公所が協力する。補助基準は、1箇所のコンクリート舗装米穀干し場に補助するするセメントは14袋である。残りに必要とするセメント6袋、小石、砂および工事作業費は農家世帯自ら負担する。

補助の対象は次のようである。適切な場所を持ち、コンクリート舗装米穀干し場の設置ができるもの。ただし、現在は米穀干し場の設備がない農家で、当期の肥料申請があり、糧食局に借款がない農家や借款農家の連帯保証人でないもの。農業を主とする農家世帯で、経済能力の関係で自らの資金でコンクリート舗装の米穀干し場を設置することができないもの。期ごとの食糧作物の栽培が0.5ヘクタール以上の農家世帯である。ただし、0.5ヘクタール未満の農家世帯は2世帯以上で共同申請することが認められる。上記の条件を満たした水稻や雑穀栽培の農家世帯で、米穀の干し場がなく、道路を使って干し場に行っているものは、優先的に補助を与える。コンクリート舗装の米穀干し場の設置について、1箇所の干し場の面積は20坪以上とする。ただし、同一の場所に数箇所があった場合、農家世帯は共同で大型公用干し場を設置することができる。その面積は100坪を超えないとする。補助の申請手続きについて、規定の資格に合う農家世帯は、世帯主の名義で現地の農会に補助の申請を提出する。郷・鎮の農会および郷・鎮の公所の審査に合格し、くじ引きで順位を決め、県・市政府が担当する。

保守と使用について、補助を受けた農家世帯は、コンクリート舗装の米穀干し場が完成後には適切な保護をすること。雨による損害や重たい荷物を運ぶ車両の通過を禁止する。補助を受けた農家世帯は、干し場を使わない時期には近隣の農家世帯に貸し、広範囲に使用することが望ましい。

表6 政府によるコンクリート舗装干し場の建設補助（1953～83年度）

年度	箇所 (数)	坪数	補助総額 (台湾元)	糧食局の補助 (台湾元)	農復会の補助 (台湾元)
1953	4000	80000	1524008	700000	824008
1954	5000	100000	3304991	1304000	2000991
1955	5000	100000	2861200	1000000	1861200
1956	6500	130000	3860000	1000000	2860000
1957	4950	99000	4339560	2102560	2237000
1958	8000	160000	5000000	2500000	2500000
1959	6000	120000	4000000	2500000	1500000
1960	6700	134000	4098000	2874000	1224000
1961	6100	122000	4100000	2600000	1500000
1962	4000	80000	2600000	2600000	—
1963	4000	80000	2600000	2600000	—
1964	2000	40000	1300000	1300000	—
1965	3910	78200	2685960	2685960	—
1966	6000	120000	3915560	3915560	—
1967	5449	841373	11540845	11540845	—
1968	12326	1064322	12643355	12643355	—
1969	5405	582355	7339926	7339926	—
1970	7385	624331	7260850	7260850	—
1971	7249	603141	6928090	6928090	—
1972	6569	560464	6286110	6286110	—
1973	4264	375891	4047075	4047075	—
1974	3861	310467	2432430	2432430	—
1975	2788	239283	2788000	2788000	—
1976	3982	355273	3982000	3982000	—
1977	5999	564850	7198800	7198800	—
1978	5999	579016	8398600	8398600	—
1979	4225	349184	7975000	7975000	—
1980	5683	442114	10002500	10002500	—
1981	1998	131868	3196800	3196800	—
1982	2000	132000	3200000	—	3200000
1983	2000	132000	3200000	—	3200000
合計	159342	9331132	154609660	131702461	22907199

(注) この業務は1983年度で終了した。

(出所) 表5に同じ。

(3) 安価の綿布供給

戦後初期、台湾の国民所得が低く、物資が不足であった。糧食局は農民の綿布不足の問題を解決するために、1950年第2期から年間2回の農民に安価の綿布を供給することになった。このような措置は農民の実際の必要によるもので、農民の歓迎を受けた。1951会計年度から1962年度まで、供給された綿布は59万4750疋に達した。この措置は、農民にとっては安価な綿布を得ることができ、政府もこの方式で食糧の数を掌握することができた（表7）。

この供給方式の主な規定は次のようである。供給の対象は稲作農家世帯で、米穀と綿布との交換ができる。供給の数は、稲作農家世帯の耕作面積に従い、

表7 糧食局による安価綿布の供給数（1951～70年度）  
（単位：1疋=40ヤール）

会計年度	全 年	第1期	第2期
1951	51992.28	—	51992.28
1952	90649.54	55827.45	34822.09
1953	28289.24	24167.14	4122.10
1954	149629.41	110650.11	38979.30
1955	79373.79	59598.75	19775.04
1956	31476.30	6624.43	24851.87
1957	23201.22	19252.01	3949.21
1958	13316.25	4619.32	8696.93
1959	50552.55	46811.01	3741.54
1960	6753.34	1150.96	5602.38
1961	49475.10	34725.78	14749.32
1962	20041.87	18551.48	1490.39
1963	15918.62	11815.29	4103.33
1964	33172.57	27920.14	5252.43
1965	20541.61	19023.11	1518.50
1966	28901.70	26169.20	2732.50
1967	46165.10	46001.72	163.38
1968	28458.49	27688.00	770.49
1969	37591.31	23529.50	14061.81
1970	17658.50	16272.00	1386.50

(注) 1971年度から供給業務を中止した。

(出所) 表4に同じ。

糧食局による農家世帯の実際の必要状況による。交換比率について、糧食局は各地の米穀と綿布の価格を参考にした上で決める。過去において、農民負担の減免のため、綿布の市場価格の8割で計算され、米穀価格は市場価格による。

#### (4) 小作農の食糧の貸出し

台湾の稲作農家は小農世帯が大多数を占めていた。そのうち、稲作面積が0.5ヘクタール未満の農家世帯が約52%を占めていた。これらの小農世帯は農地税などの実物で支払うほか、自らの食用として使われる。しかし、家族数が多い農家世帯の場合、食用に残す食糧の不足が生じてくる。新米の収穫時に、現金が必要のために、青田刈り状態で売られ、食糧不足時には高金利の借款に負われ、大きな損失を蒙ることになる。これらの悪い影響を受けないために、糧食局は稲作小作農に食米を貸す制度を設け、「高金利による搾取」を受けないようにした。1955年4月から実施され、社会から好評を受け、農民に利益をもたらした。農民の生活安定、食糧の増産などに大きな成果をあげるようになった。食米貸出し数量および回収の状況は、表8に示されている。特殊な事故などの影響を受け、返還期間の延長が認可されたものを除いて、殆どが期限内に返還された。当初、この業務は「台湾省糧食局による稲作小作農世帯への貸出し要点」を定めたが、1964年12月に「食糧不足の小農世帯食米貸出し弁法」に修正した。

#### (5) 住宅改築費用の貸出し

- 1) 戦前、台湾の地主・小作農制度による小作農に不利益な分配のために、小作農の所得が少なく、衣食、住宅などが簡素であった。戦後、台湾政府は「三七五減租」、「公地放領」、「耕者有其田」など農地改革を実施した。同時に、優良種子を供給し、化学肥料および資金の貸出しなど積極的な措置を行った。それによって、農民の食糧生産が増え、農民の収益が年ごとに増加するようになり、生活水準も絶えず増えるようになった。しかし、一部の小作農の生活環境を改善する必要がある。特に多くの小作農の住宅は、草藪屋根、竹壁や土壁作りで、日当たりが悪く、通気性が悪く、衛生

表8 食糧不足の農家世帯への食米の貸出し状態 (1955~82年)

年別	全 年			第 1 期			第 2 期		
	世帯数	米穀数 (玄米・キロ)	1世帯当たり の数 (キロ)	世帯数	米穀数 (玄米・キロ)	1世帯当たり の数 (キロ)	世帯数	米穀数 (玄米・キロ)	1世帯当たり の数 (キロ)
1955	126090	25650164	203.43	102704	20907024	203.57	23386	4743140	202.82
1956	135619	37826265	278.92	124072	34856445	280.94	11547	2969820	257.19
1957	188080	59697600	317.41	165667	53503942	322.96	22413	6193658	276.34
1958	118632	37962696	320.00	109492	35478412	324.03	9140	2484284	271.80
1959	78827	24491598	310.70	73865	22957263	310.80	4962	1534335	309.22
1960	1673	91806	54.88	1673	91806	54.88	—	—	—
1961	79538	16529961	207.82	79365	16479327	207.64	173	50634	292.68
1962	67037	19565338	291.86	66766	19478222	291.74	271	87116	321.46
1963	108568	40795013	375.76	104299	39095075	374.84	4269	1699938	398.21
1964	63025	22012117	349.26	61329	21562174	351.58	1696	449943	265.30
1965	44272	14644777	330.79	43137	14247443	330.28	1135	397334	350.07
1966	32852	11593040	352.89	30007	10238760	341.21	2845	1354280	476.02
1967	36304	13275320	365.67	34655	12489910	360.41	1649	785410	476.30
1968	25963	9221295	355.17	25692	9068000	352.95	271	153295	565.66
1969	15186	6293990	414.46	11814	4433350	375.26	3372	1860640	551.79
1970	23479	9839030	419.06	21335	8018240	375.83	2144	1820790	849.25
1971	19521	8901075	455.97	19008	8272325	435.20	513	628750	1225.63
1972	13777	6770380	491.43	13777	6770380	491.43	—	—	—
1973	2835	1498126	528.44	2835	1498126	528.44	—	—	—
1974	3349	1096803	327.50	3349	1096803	327.50	—	—	—
1975	1512	611680	404.55	1512	611680	404.55	—	—	—
1976	1461	559603	383.03	1461	559603	383.03	—	—	—
1977	293	155862	531.95	293	155862	531.95	—	—	—
1978	88	51560	585.91	88	51560	585.91	—	—	—
1979	479	295470	616.85	77	26260	341.04	402	269210	669.68
1980	413	273430	662.06	413	273430	662.06	—	—	—
1981	56	23800	425.00	56	23800	425.00	—	—	—
1982	144	73550	510.76	144	73550	510.76	—	—	—

(注) 1982年第2期から業務が中止になった。  
(出所) 表4に同じ。

環境が良くない様態であった。

食糧の生産が増えた後、農民の収入が増え、農村経済も次第に繁栄するようになった。しかし、一部の農民は各地での「拝拝」（神様への謝礼による大型の祭り）による浪費の風習が依然として定着していた。農民に貯蓄など節約を奨励し、住居の増改築による生活水準の向上が必要になった。

小作農の生活改善および農村の環境改善は必要であるが、台湾省政府や社会処などにはこのような予算がなく、当時の台湾省主席・黄杰将軍は、糧食局長・李連春氏と相談し、李局長は農村環境改善策を支持した。1967年1月から低金利貸出し制度を発足し、小作農の住宅の増改築に協力するようになった。同時に、「自力更生」の方法を採用し、貸出しや改築者に協力するようになった。小作農に優先的に優良な稲作品種、肥料、生産資金を貸し、米穀の増産を図った。稲作の収穫後に農地を有効的に利用し、「中間作」である雑穀を栽培した。それは自らの食用のほかに、養豚などの飼料に使われた。そのほかに、コンクリート舗装の米穀干し場、飼料倉庫、養豚小屋など設備の建設に補助を与えた。小作農の生産増加、収益増、借金の返済能力の増加を強化し、住宅の増改築による負担に耐えるようにした。

2) 水田の耕作面積が1ヘクタール未満の小作農、水田の耕作面積が0.8ヘクタール未満の半自作農や水田の耕作面積が0.6ヘクタール未満の自作農は、住宅増改築の貸出しを申請することができた。台湾の東部地区の耕地が痩せているために、農業生産量が低く、災害が頻繁に発生しやすく、自然条件が悪い。そのために、この東部地区での貸出し申請の規定を大目に考慮する。小作農で水田の耕地面積は1.5ヘクタール未満、半自作農で耕作面積は1.2ヘクタール未満、自作農で耕作面積は0.9ヘクタール未満を対象に住宅改築費の貸出しを申請することができた。1世帯当たりの貸出し金額は最高で6万3400台湾元、最低の貸出し金額は3万4600台湾元であった。貸出し額の大小によって、5年間10期から6年間12期の返還に分けられ、貸出し金利は年率6%で計算された。

農家世帯の水田の耕作面積が1ヘクタール未満で、住宅の増改築が必要であるものは、貸出しの申請を受けることができた。1世帯当たり最高で

1万6000台湾元を限度で、最大3年間6期で返還する。金利は年率6%で計算された。

- 3) 前に述べた住宅の借款は、1967年1月から1970年6月末まで実施され、この制度を使って増改築を行った住宅は5812世帯で、貸出し金額は2億7580万4710台湾元である。住宅の改築貸出しは1967年7月から1970年6月末まで実施され、改築された住宅は9256世帯で、貸出し金額は9283万台湾元である。この2つの合計で貸出し対象の農家世帯は1万5068世帯で、貸出し金額は3億6863万4710台湾元であった(表9)。

上記の貸出しの金利は銀行の貸出し金利よりも低いため、金利の差額は糧食局が支払った。貸出し額、コンクリート舗装の米穀干し場、養豚小屋、飼料倉庫などの補助金の支出、工程管理費用などを加えるとその額は多い。1970年度の補助金は1015万700台湾元に達した。

これらの借款は農家世帯の生活環境の改善、米穀、雑穀および養豚の増産など農村の繁栄に寄与するようになった。しかし、1972年に台湾省政府の「食糧政策専門案件研究小組」から提出された改善意見の時に、この制度は中止することになった。この制度は1972年6月末まで、住宅増改築の貸出し額は3億2409万2130台湾元で、住宅改築の貸出し額は1億3489万3400台湾元に達し、合計で4億5898万5530台湾元に達した。

### III. 雑穀の増産

米穀のほかに、サツマイモ、小麦、落花生、大豆、トウモロコシ、油菜(あぶらな)などの食糧作物は、糧食局の増産計画の重要な増産対象である。

#### (1) サツマイモ

台湾にとってサツマイモは食米に続く重要な食糧である。食用のほかに、養豚の主な飼料であり、養豚業との関係が密接である。糧食局は農地の有効利用を強化し、中間作の農作物の増産を図った。農民の収益向上のために、特に冬季にはサツマイモの栽培を強化し、耕地面積の有効利用を図った。同時に、生産資金の貸出しを行い、農作技術の改善、優良品種の推進、肥料の

表9 糧食局による小農住宅の改築・修理の借款状況(1967年1月～70年6月末)

県・市別	増改築別	貸出し世帯 (棟)	貸出し額 (台湾元)	県・市別	増改築別	貸出し世帯 (棟)	貸出し額 (台湾元)
合計	改築	5812	275804710	雲林県	改築	749	34481050
	修理	9256	92830000		修理	1099	7804000
	計	15068	368634710		計	1848	42285050
宜蘭県	改築	111	5584170	嘉義県	改築	367	17146620
	修理	1161	10936800		修理	354	4148000
	計	1272	16520970		計	721	21294620
台北県	改築	131	7608620	台南市	改築	—	—
	修理	250	2341000		修理	58	571000
	計	381	9949620		計	58	571000
桃園県	改築	67	3461960	台南県	改築	1098	50321780
	修理	322	3188000		修理	933	10613700
	計	389	6649960		計	2031	60935480
新竹県	改築	213	10805390	高雄市	改築	—	—
	修理	271	3263000		修理	12	155000
	計	484	14068390		計	12	155500
苗栗県	改築	137	5722240	高雄県	改築	621	27697440
	修理	441	4343000		修理	581	6880700
	計	578	10065240		計	1202	34578140
台中市	改築	—	—	屏東県	改築	537	27032940
	修理	98	1026000		修理	351	3904000
	計	98	1026000		計	888	30936940
台中県	改築	403	20555960	澎湖県	改築	—	—
	修理	675	7383100		修理	198	2320000
	計	1078	27939060		計	198	2320000
彰化県	改築	490	23475890	台東県	改築	215	10605360
	修理	861	9054000		修理	209	2177700
	計	1351	32529890		計	424	12783060
南投県	改築	265	11248000	花蓮県	改築	408	20057290
	修理	556	5279000		修理	826	7442000
	計	821	16527000		計	1234	27499290

(出所) 糧食局業務報告資料。

投入など模範耕地の推進を行った。そして、土地生産性（単収）の向上を図り、サツマイモの合理的な販売価格を維持するように努めた。

## (2) 小麦

生活水準が改善された後、人々の食事内容がバラエティに富むようになり、小麦粉の消費量もそれに沿って増えるようになった。戦後初期、台湾で消費されていた小麦粉の多くはアメリカの援助に頼り、輸入されたものである。糧食局は農地の利用強化、中間作として雑穀の増産を図り、農民の収益増加のため、水田の冬季休耕期の農地利用を奨励した。夏季の大豆収穫後に小麦を栽培し、耕作の方法を改善して、品種の改良、肥料投入の改善、病虫害の防止強化で増産を図るようにした。糧食局は米穀や玄米との交換方式で小麦を入手し、必要に応じて現金購入によって、台湾内の小麦の合理的な価格を維持するようにした。

## (3) 落花生

落花生は台湾で最も重要な植物油の供給源であり、落花生油を搾り出す以外に、油を搾り出した後の粕にもタンパク質が豊富に含んでいて、養豚の飼料として使われた。落花生の増産は植物油の原料供給の増加を意味することであり、植物油の原料である大豆の輸入減少になり、外貨の支出減少に大きく寄与した。糧食局は農地の利用強化のため、中間作に雑穀の栽培を奨励する、生産資金の貸出しを行い、落花生の購入価格を15%も引き上げるようになった。政府は落花生種子の保管設備を充実し、優良種子の備蓄を行い。必要に応じて、落花生の購入を行い、合理的な価格を維持するように努めた。

## (4) 大豆

大豆は台湾の主要なタンパク質を含む農作物の1つである。人口の増加と養豚の増加によって、大豆の必要量が増え続けていた。しかし、台湾での生産量が少ないため、多くはアメリカからの輸入に頼っていた。糧食局は大豆の増産のために、生産資金の貸出しを行い、大豆の購入価格も15%も引き上げるようになった。それに、優良種子の購入や交換を通して、農家世帯に大

豆の種子、肥料と農薬などを供給し、中南部に2期作の冬季に大豆の裏作栽培を奨励した。近年、大豆の品種、栽培方法も改善され、病虫害の防止、農地利用の向上、間作、輪作が奨励されるようになった。大豆の生産量が増え、植物油および飼料として使われ、農民の所得増加および外貨の流出減少に大きく寄与した。

#### (5) トウモロコシ

トウモロコシは台湾の主要な雑穀の1つである。飼料の価値が高く、裏作、間作に適していた。糧食局はトウモロコシの作付面積を拡大し、土地生産性(単収)を増やして、飼料の供給増を期待する。そのために、生産資金の特別貸出し、肥料の供給、トウモロコシの新品種の普及を図った。優良種子の供給、耕作方法の改善、病虫害の防止などを強化し、農民によるトウモロコシの栽培を奨励して、飼料の供給を満たすようにした。

#### (6) 油菜

油菜は主な食糧作物の1つである。台湾中部では冬季の水田で油菜を栽培していたが、多くは緑肥として使われた。油菜の種子には植物油の含有量が多いために、食用と工業用植物油として使われ、搾り出した粕は飼料と肥料として使われ、その利用価値は高い。糧食局は土壌の改善を奨励し、油菜種子の土地生産量を高め、増産を図るようにした。そのほかに、油菜の種子の貸出し、化学肥料の供給、品種の改良、病虫害の防止などの奨励を行った。糧食局は油菜種子を購入し、検査に合格したあと、種子不足の農家に貸出して、油菜の栽培の普及に務めた。

以下は雑穀生産の具体的な奨励措置である。

##### (1) 化学肥料の供給

過去において、台湾の農民は雑穀に対する化学肥料の使用には不慣れであり、化学肥料の投入量が少ない。戦後、政府は奨励と指導を行い、その後、化学肥料の使用が次第に重視されるようになった。

## (2) 雑穀の生産資金の貸出し

糧食局は主要な雑穀生産に資金の貸出しを行った。それは、「落花生生産借款」、「大豆生産借款」、「トウモロコシ生産借款」、「油菜種子生産借款」および「中間作雑穀（サツマイモ）などの借款」があり、貸出し制度が開始した当初（1954年から）は、耕作面積1ヘクタール当たりの借款は1500台湾元を原則とし、同一農家世帯の借款の最大額は3500台湾元とした。同一の農家世帯は米穀の作付けのほかに、雑穀を栽培したものは、作付面積に応じて食糧生産借款額を別途に増やすことができた。それは、1ヘクタール当たりのサツマイモの作付けに500台湾元、小麦の作付けに1000台湾元、大豆の作付けに200台湾元に定め、栽培を奨励していた。

この借款は1日当たりに金利0.04%で計算される。落花生や大豆などの収穫期に、各地域の収穫期の平均市場価格（現地の県・市政府が糧食事務所・分所に調査を依頼し、糧食局による審査を受けたもの）を実物換算で支払うものである。生産資金の借金状況は表10を参照されたい。

## (3) 小麦の病虫害防止

小麦の病虫害防止のため、1957年度から小麦の病虫特効薬の粉剤を供給し始めた。その配給方法は規定に従い、各郷・鎮の農会に委託して処理していた。この業務が実施されてから、この薬剤は病虫害に有効のため、小麦の増産に大きく寄与するようになった。

そのほかに、耕地の有効利用強化および農作物の作付面積の拡張に合わせて、雑穀の生産増加を図り、1961年に農復会と農林庁が「乾燥地土壌の農作物害虫防止計画」を制定し、糧食局から100万台湾元、農復会から50万台湾元、農林庁から20万台湾元を拠出し、合計170万台湾元となり、台湾省農会はこの経費で計画を実施するようになった。それはサツマイモの土地生産性と品質の向上のためである。統計によると、処理された地域は処理されない地域と比べると、被害率が21.6%も減少したことがわかった。

## (4) 雑穀種子保管倉庫の建設補助

過去において、台湾の小麦と落花生の収穫期から種まき期における保管期

表10 雑穀優良種子の貸出しと生産資金の貸出し額 (1954~1995年)

(単位:キロ, 台湾元)

年別	貸出し優良種子数		雑穀生産資金の貸出し額				
	小麦	落花生	落花生	大豆	中間作雑穀	トウモロコシ	油菜
1954	138446	2350	1098300	—	—	—	—
1955	380175	897	—	—	—	—	—
1956	713327	2236	4920700	—	—	—	—
1957	686514	391278	5942290	35000	—	—	—
1958	714555	309677	15500680	322880	—	—	—
1959	874187	735175	25973420	378620	—	—	—
1960	563564	1194274	53242190	—	19424435	—	—
1961	474290	1123108	3021500	—	10465825	—	—
1962	404644	2264707	12978000	—	1489450	—	3443990
1963	333345	1401723	31554940	—	16722355	814080	164100
1964	413720	602105	24870357	188640	7276880	432455	34000
1965	606623	550168	34185093	48000	13372160	494840	—
1966	329367	414087	53318890	238000	20309500	815000	—
1967	147521	505150	48940402	300800	55041180	100000	—
1968	—	615497	59688950	10976500	68313570	—	—
1969	—	501104	53263800	665500	44400100	—	—
1970	—	1443898	45846500	3373300	39631260	—	—
1971	—	549416	21561100	87000	8354400	—	—
1972	—	—	6816000	794800	6851800	—	—
1973	—	—	6955600	—	5728400	70000	—
1974	—	—	8618800	938000	11628200	—	—
1975	—	—	12345100	2062000	16973500	—	—
1976	—	—	17484300	2901200	17953500	250000	—
1977	—	—	15521500	2883800	15162300	300000	—
1978	—	—	23618200	282600	13269000	—	—
1979	—	—	53237500	2808000	11500706	—	—
1980	—	—	44798800	4491000	16856100	20001500	—
1981	—	—	52577500	4689000	14014500	150000	—
1982	—	—	57963100	4689000	16567100	285400	—
1983	—	—	61790300	1543000	7186000	769800	—
1984	—	—	39502600	861000	8040000	1389200	—
1985	—	—	34944100	518000	7054000	464000	—
1986	—	—	63507000	141000	900000	1096800	—
1987	—	—	8297900	870700	3800000	832000	—
1988	—	—	43667500	—	1050000	876500	—
1989	—	—	30009000	1100000	990000	542000	—
1990	—	—	25930000	—	—	459000	—
1991	—	—	12230000	—	—	480000	—
1992	—	—	5800000	—	—	300000	—
1993	—	—	5050000	—	—	300000	—
1994	—	—	4000000	—	—	300000	—
1995	—	—	4000000	—	—	300000	—

(出所) 表4に同じ。

間が比較的長く、完備された保管設備がなかった。そのために、芽生え率に影響を及ぼし、大きな損失を蒙ることになった。糧食局は種子の供給確保と雑穀の増産のために、農復会との共同で農会に補助し、種子の保管倉庫を新築するように計画した。1953年から1962年6月までに、小麦種子倉庫39棟を新築し、倉庫面積が1352.2坪で、倉庫の容積は3178トンに達した。補助した経費は604万4900台湾元で、その内訳は糧食局が45万1130台湾元で、農復会が396万9330台湾元を負担した。

そのほかに、落花生の種子保管倉庫を4棟新築し、増加した倉庫の面積は160坪、倉庫の容積は480トン、補助経費は65万5780台湾元である。そのうち、糧食局の負担額は33万5090台湾元であり、農復会の負担額は32万690台湾元である。

#### (5) 優良雑穀の種子の貸出し

糧食局は優良雑穀の種子の貸出し、農民の種子供給を解決して、単収を増やした。種子の提供は補助の方式で、原種や採集種子を市場価格の15%増しで購入することにした。購入後に郷・鎮の農会に委託して、低金利で農家世帯に販売され、種子が不足する農家は貸出しの申請を行うことができる。その貸出し要点は以下のようである（表10）。

- 1) 小麦の種子：貸出し数量は耕作面積1ヘクタール当たり70キロである。貸出し期間は、貸出し時期から小麦の収穫後1ヵ月以内に回収され、20%の利子を加える。
- 2) 落花生の種子：貸出し数量は耕作面積1ヘクタール当たり150キロ（殻付き）で計算される。貸出し期間は年間を2期に分け、貸出しから落花生収穫後1ヵ月以内に回収され、12%の利子を加える。
- 3) 大豆の種子：貸出し数量は耕作面積1ヘクタール当たり20キロで計算される。貸出しから大豆収穫後1ヵ月以内に回収され、12%の利子を加える。

#### (6) 間作の奨励

台湾では耕地面積の制限を受けるが、気候条件に恵まれているために、年

間にかけて農作物が育つ状態である。この有利な条件を使い、農地の有効利用が最大の課題である。台湾の農作物の間作は相当普及されてきた。気候が適する中南部地区で、第2期稲作収穫後の冬季の休耕期に中間作の雑穀を栽培することによって、農民の収益増に結びつくことになる。

例えば、台中地区の台中県・市、彰化県および南投県にサツマイモ、小麦、大豆やタバコの栽培が考えられる。台南地区の台南県・市、嘉義県および雲林県にサツマイモ、小麦、大豆の栽培が考えられる。高雄地区の高雄県・市や屏東県にサツマイモ、大豆が考えられる。冬季にサツマイモ、秋に落花生やサツマイモ、大豆や他の農作物の間作などが奨励されるようになる。

このように有効利用が進んできて、年間の収穫は2期作の稲作のほかに、1回から2回の雑穀の収穫が確保されるようになる。大豆と小麦は輸入に頼っていたが、国内の増産によって、外貨の節約に結びつくようになった。

#### (7) 雑穀の購入

雑穀の豊作による価格の暴落を防ぎ、農民の利益を確保するために、市場の調節機能を設ける必要がある。農会の現金による雑穀の購入や貸出し額の返済割引によって、市場のメカニズムを合理的にコントロールする必要がある。糧食局は購入した農作物を種子、食用や飼料として使用し、雑穀の生産に大きな成果をあげるようになった。糧食局による雑穀の購入数は表11に示される。

(8) 農家の小麦栽培奨励のために、糧食局は玄米、米穀と小麦との交換(代替購入)の業務を行った。農民は小麦と玄米との交換、または糧食局からの貸出し額や肥料の貸出し分の返済に小麦を使うことが認められた。その交換比率は表12に示されている。この方法が実施された後、小麦の増産に大きな役割を果たした。

表11 糧食局による生産貸出の交換比率

小麦の数量 (100キロ)	在来米の交換 (玄米・キロ)	在来米穀の交換 (キロ)
種子麦	120	158.94
一等麦	75.5	100
二等麦	71.23	94.34

(出所) 糧食局業務報告資料。

表12 雑穀の購入量 (1954~84年)

(単位：キロ)

年別	小麦	落花生	サツマイモ	干しイモ	大豆	イモ澱粉	油菜
1954	704717	575759	6321885	1823000	48029	2631300	—
1955	802389	27678	—	—	26826	—	—
1956	1327663	3841128	—	—	139154	695000	—
1957	1718705	3921723	—	—	34046	—	—
1958	1570741	11785845	—	6748680	62394	720736	—
1959	1950752	3011172	—	—	35233	—	—
1960	2229288	12401912	—	—	32037	—	—
1961	1412305	11225465	—	6358840	11091	—	23792
1962	1546307	1951699	—	305471	11908	—	28002
1963	325497	1260634	—	—	29845	—	—
1964	496844	1299884	—	15354920	14765	—	9008993
1965	1123100	1332699	—	—	2258	—	2492819
1966	470152	477902	—	—	—	—	1600
1967	467985	712075	—	—	—	—	—
1968	543485	5070973	—	—	—	—	626291
1969	84584	1340449	—	3763137	—	—	759966
1970	—	10785175	—	3498086	—	—	—
1971	—	2852524	—	1197273	—	—	—
1972	—	1590091	—	—	—	—	—
1973	—	2452454	—	—	—	—	—
1974	—	3191822	—	—	—	—	—
1975	—	1666660	—	—	—	—	—
1976	—	1544717	—	—	—	—	—
1977	—	2406040	—	—	—	—	—
1978	—	2808201	—	—	—	—	—
1979	—	6655398	—	—	—	—	—
1980	—	—	—	—	—	—	—
1981	—	354219	—	—	—	—	—
1982	—	282575	—	—	—	—	—
1983	—	199228	—	—	—	—	—
1984	—	149286	—	—	—	—	—

(注) 1985年以降に業務を中止, 1983年から別途に契約購入を採用する。

(出所) 表4に同じ。

#### IV. 養豚の奨励措置

養豚は台湾の農家の主要な副業である。戦後、台湾政府の奨励によって、養豚業が次第に発達するようになった。1958年の養豚数は357万2882頭に達したが、1959年8月7日に発生した「八七水害」、1960年の春の旱魃によって、飼料のサツマイモが大幅に減産し、その影響を受けてそれ以後の2～3年の養豚数に減少を見せた。1961年12月末の養豚数は310万5476頭に減少し、養豚世帯数は72万2883世帯であり、平均1世帯の養豚数は4頭強である。しかし、全体の農業経済から言えば、1961年の台湾の農業生産額は283億8000万台湾元で、養豚（食肉処理）の生産額は42億6000万台湾元で、農業総生産に占める養豚の生産額は15%であり、養豚は食米に次ぐ産業である。1955年から養豚は香港に輸出され、外貨の獲得に大きな役割を果たした。

##### (1) 養豚の奨励措置

###### 1) 養豚の飼料供給

サツマイモ、トウモロコシの栽培奨励で、飼料の自給自足を図るようにした。サツマイモとトウモロコシは台湾で最も重要な雑穀であり、食用以外に、養豚の飼料に使われた。糧食局はサツマイモおよびトウモロコシの生産に、貸出し生産資金および化学肥料などの供給増加などの措置を採用した。サツマイモやトウモロコシの豊作期に価格が暴落の恐れがある場合、政府は購入価格の安定を維持していた。

省力化と省エネの管理に合わせて、養豚期間の縮小を図った。1958年から糧食局は農民に合理的に養豚飼料の配合を奨励し、養豚飼料の貸出しを行った。糧食局は農民に供給した飼料は、指導普及後の1970年6月末まで、6万2738トンの飼料に達した。

養豚にとって米糠は重要な飼料である。特に、植物油を搾り取った後の脱脂米糠のタンパク質含有量が多く、保存が効き、使用が便利である。糧食局は飼料の十分な供給を満たすために、1963年から輸出米の加工によって得られた米糠を脱脂し、養豚の飼料として農民に供給した。1970年6月までに6万3957トン配給した。

大豆や豆粉はタンパク質が豊富で、養豚の主な飼料である。糧食局は大豆の干した粕（中国語では「豆餅」と呼ばれている）と豆粉を大量に安価で農民に養豚飼料として供給していた。表13は1950年から68年まで、配給された数量である。

糧食局は上記の飼料の供給のほかに、干した乾燥サツマイモ、トウモロコシ、落花生の搾り粕、野菜種子の搾り粕などを飼料として販売し、養豚農民に安価で提供した。1954～70年6月末まで、12万4515トンを提供し、その内訳は干した乾燥サツマイモ4万2691トン、トウモロコシ5万2888トン、落花生の搾り粕2万1785トン、野菜種子の搾り粕7151トンである。

表13 安価販売の大豆の粕および豆粉の推移（1950～68年）

年別	大豆の粕 (個数)	豆粉 (トン)
1950	213015	—
1951	1007778	—
1952	1873933	—
1953	2328775	—
1954	1844363	—
1955	2385149	—
1956	2651922	—
1957	2410448	—
1958	2293530	—
1959	2223692	—
1960	1532508	8766
1961	790472	29346
1962	533730	3136
1963	813174	2728
1964	390070	6311
1965	1112098	3880
1966	353843	780
1967	6744	42493
1968	801	—

(注) 大豆の粕1個の重量は25.2キロ(1961年以前)、1962年以降は24キロに変更した。

(出所) 表4に同じ。

## 2) 養豚の増産促進

糧食局は資金の貸出し方式で農民に養豚小屋、飼料納屋、メタン・ガス発生池、堆肥納屋などを奨励した。それに、農民に近代的な養豚法を指導し、飼料納屋の建設に補助金を供与した。サツマイモの大量収穫時に、農民にサツマイモの葉、蔓の所蔵と有効利用を指導し、飼料の自給率を増やして、養豚コストの低減を図った。糧食局はメタン・ガス池の建設に補助し、農家の燃料供給が増えるようにした。歴年の資金の貸出しと補助の状況は表14と表15に示されている。

表14 養豚生産資金の貸出し額の推移 (1959～83年)

(単位：台湾元)

年別	合計	母豚	子豚	飼料	混合飼料	養豚小屋	飼料納屋	メタンガス設備	堆肥納屋
1959	57026700	2689600	54337100	—	—	—	—	—	—
1960	139404000	8019200	131384800	—	—	—	—	—	—
1961	34083380	1384500	32698880	—	—	—	—	—	—
1962	14116840	470800	13646040	—	—	—	—	—	—
1963	37017840	740350	35690170	337820	—	34500	215000	—	—
1964	68504006	2188600	50722650	2286936	10305820	2477100	522900	—	—
1965	82453294	3230100	52191860	2804310	19755674	4034300	437050	—	—
1966	121459934	4643550	63293790	4076768	39848056	8525420	966850	105500	—
1967	116795556	3698500	58251850	6527924	36831652	10133730	830900	521000	—
1968	129381299	4142800	74664050	6839928	19164871	20843500	1146750	1857000	722400
1969	122304922	4021250	65681382	7739245	24852045	16663200	819400	1159700	368700
1970	76562743	1913900	41750800	4600565	17985378	8462900	416900	452600	979700
1971	34837058	720870	19423586	1674155	8975947	3272100	148800	224600	397000
1972	9504619	259400	6692750	568726	1002443	839300	22000	66000	54000
1973	11875934	329600	10293094	1011090	—	231400	1750	3000	6000
1974	19269760	609200	16877000	1740760	—	28800	2000	6000	6000
1975	27745660	842000	23602730	3300930	—	—	—	—	—
1976	24861130	712000	18925800	5180130	—	43200	—	—	—
1977	28916700	530600	21391800	6994300	—	—	—	—	—
1978	44116800	824800	29611000	13681000	—	—	—	—	—
1979	54197500	1150000	33506000	19541500	—	—	—	—	—
1980	70712500	—	—	—	—	—	—	—	—
1981	68800000	—	—	—	—	—	—	—	—
1982	69300000	—	—	—	—	—	—	—	—
1983	590000	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1980年～1983年の養豚貸出し資金には母豚、子豚と飼料が含まれていた。

(出所) 表4に同じ。

表15 養豚設備と種豚購入資金の補助 (1960～80年) (単位：台湾元)

年別	養豚設備補助資金					養豚補助資金		
	合計	養豚小屋	飼料納屋	メタンガス設備	堆肥納屋	合計	種メス豚	種オス豚
1960	2000000	—	—	—	2000000	—	—	—
1961	—	—	—	—	—	—	—	—
1962	3031928	—	—	11000	3031928	—	—	—
1963	3986850	323400	159450	38500	3504000	—	—	—
1964	2334150	456300	277850	219500	1600000	—	—	—
1965	4216700	1071700	552000	261000	2582000	—	—	—
1966	6679000	2388750	651750	359000	3600000	—	—	—
1967	6792410	2374450	675500	330000	3522960	584894	—	584894
1968	4798800	2909900	694250	86000	933650	956005	477550	478455
1969	6709800	3804500	812600	20000	1733700	720340	215050	505290
1970	6414110	3341300	669500	10000	2073310	—	—	—
1971	3510350	1530400	310750	5000	1583200	—	—	—
1972	748100	503100	50000	8500	175000	—	—	—
1973	384550	333600	18750	1000	22200	—	—	—
1974	224300	195700	14000	—	9600	—	—	—
1975	516050	158100	7450	—	342000	—	—	—
1976	3330050	186300	3950	—	3138800	—	—	—
1977	7329500	49400	2400	—	7277700	—	—	—
1978	7342600	190700	400	—	7151500	—	—	—
1979	4692400	—	—	—	4692400	—	—	—
1980	247580	—	—	—	247580	—	—	—

(出所) 表4に同じ。

### 3) 養豚資金の貸出し

糧食局は農民の養豚奨励のために、1959年7月から農民に必要とする養豚資金の貸し出しを開始した。1頭当たりの最高額は600台湾元を原則とした。

### 4) 優良種豚の繁殖と普及

アメリカ種豚の輸入補助。台湾の養豚の品種を改善するために、1968年から1970年6月末まで、糧食局が323万3925台湾元を補助し、アメリカ原種豚186頭を輸入し、台湾省農林庁畜産試験所において繁殖研究を行った。それに、台湾の養豚法を改善するために、1969年度に台湾省畜産試験所に養豚試験研

究費400万元を補助した。

優秀種豚の人工受精による品種改良を行い、1967年4月から76箇所にも優秀種豚（オス）数頭を補助した。1頭当たり最大で6000台湾元の補助である。それは優秀品種の養豚が確保され、品種の改良を図るものである。1970年6月末まで、448頭の種豚が補助され、192万7215台湾元に達した。

農家に純西洋種母豚および1代雑種母豚の購入を補助し、人工授精を行い、優秀品種の子豚を繁殖させた。この措置は1967年12月から実施され、優れた成果をあげた特約養豚農家や養豚世帯に、1世帯に2頭を補助し、子豚繁殖所に12頭を補助していた。そのほかに、農林庁との共同で養豚頭数の調査を行い、養豚の内需、輸出の生産量の調節、価格の調節の参考にした。年間に2回の調査を行い、1回の抜きうち調査を行った。

農復会および台糖公司からの養豚科学研究所への補助に併せて、養豚研究を行い、養豚の水準向上を図った。研究補助金のうち、糧食局は経費の3分の1を負担した。1971年から5ヵ年計画を実施し、その後、第2期5ヵ年計画継続した。第1期5ヵ年計画（1971～75年）に糧食局は1365万6660台湾元を負担し、第2期5ヵ年計画（1976～80年）には2136万5000台湾元を負担した。

## (2) 養豚の増産

養豚によって得られた利益は次のようである（表16）。

- ① 農民の所得増加。戦後、台湾の養豚事業は農村余剰労働力を使い、家庭の残飯、農園栽培のサツマイモ、野菜類を飼料としていた。戦後10数年、政府の奨励による飼料供給の増加、農民による養豚への関心の増加によって、養豚数が年ごとに増加するようになり、農民の所得増加に寄与した。
- ② 堆肥の増加。台湾の耕地面積には限りがあり、農作物の増産を求めるとは農地の単位面積当たりの生産増加が必要である。化学肥料の確保は非常に重要であるが、戦後初期台湾の化学肥料の生産量は需要を満たすことができず、海外からの輸入に頼っていて、多くの外貨が必要である。堆肥は有機肥料であり、土壌の改善と保養には大きな効果をもたらす。

表16 養豚奨励後の収益状態 (1938~81年)

年別	年末養豚数 (頭)	販売豚数 (頭)	販売重量 (トン)			年末人口 (人)	1人当たり 消費量(キ)	収益状態		
			国内消費	輸出	合計			堆肥量(トン)	養豚収入(千円)	食肉処理税(千円)
1938	1827275	1199017	96588	—	96588	5746959	16.81	—	—	—
1939	1653210	1116376	88544	—	88544	5895864	15.02	—	—	—
1940	1204983	958658	71048	—	71048	6077478	11.69	—	—	—
1941	1158283	788811	60616	—	60616	6249468	9.70	—	—	—
1942	1358195	673220	55250	—	55250	6427932	8.60	—	—	—
1943	1257262	724329	70802	—	70802	6585841	10.75	—	—	—
1944	861971	420654	28580	—	28580	6739357	4.24	—	—	—
1945	577861	358370	21502	—	21502	6896451	3.12	—	—	—
1946	767586	303307	18198	—	18198	6090860	2.99	—	—	—
1947	1005776	378288	22698	—	22698	6495099	3.49	—	—	—
1948	1166837	540691	38626	—	38626	6806136	5.68	—	—	—
1949	1362159	555565	37698	—	37698	7396931	5.10	116873	121348	6569
1950	1619958	905311	60891	—	60891	7554399	8.06	138992	299495	26756
1951	2261866	1173926	82880	—	82880	7869247	10.53	194068	527074	62979
1952	2713985	1258167	93966	—	93966	8128374	11.56	232859	673064	113135
1953	2937471	1632483	126417	—	126417	8438016	14.98	252035	983950	154708
1954	2871169	1713148	130612	—	130612	8749151	14.93	246346	1092567	177804
1955	2799369	1770957	136815	1319	138134	9077643	15.07	240186	1500142	227186
1956	3040665	1930782	146916	1754	148670	9390381	15.65	260889	1659160	254985
1957	3511349	2085488	169933	1077	171010	9690250	17.53	301274	2070931	280776
1958	3572882	2373708	193911	4887	198798	10039435	19.31	306553	2352096	311212
1959	3263633	2255411	184737	7386	192123	10431341	17.73	280020	3088469	294419
1960	3164571	2139633	175099	5984	181084	10792202	16.22	271520	3656589	287648
1961	3105476	2429503	198784	6081	204865	11149139	17.83	266450	4268036	362966
1962	2921218	2607017	213368	4034	217402	11511728	18.53	233682	4572788	426681
1963	2676051	2564174	210475	1456	211931	11883523	17.71	220006	4647757	484714
1964	2717822	2544696	223406	866	224272	12256682	18.23	218335	4783716	490918
1965	2935503	2694925	240820	592	241412	12628348	19.07	231225	5161907	590826
1966	3110066	3015977	271525	585	272110	12992763	20.90	258771	5578941	661324
1967	3002670	3439764	310066	1328	311394	13296571	23.32	295132	6330045	751689
1968	3010564	3528859	321888	716	322604	13650370	23.58	302776	7329342	797072
1969	3048462	3634206	346822	1500	348322	14334862	24.19	311815	7283443	791712
1970	2900725	4319801	389835	2920	392755	14675964	26.56	370639	8545314	968541
1971	3078548	4374787	398837	1225	400062	14994823	26.60	375357	9001386	1112865
1972	3831293	4537263	426574	1494	428068	15289048	27.90	389297	10560036	944931
1973	3637925	5803702	484386	38275	522661	15564830	31.12	497958	13741476	1140902
1974	2808583	5079493	451423	11061	462484	15852224	28.48	435820	18161624	1111755
1975	3314728	4224657	386622	8698	395320	16149702	23.94	362476	18102484	1356932
1976	3676382	5582657	497360	24608	521968	16508190	30.13	478992	22012147	1964629
1977	3760475	6197405	555451	19205	574656	16813127	33.04	531737	25572907	2374566
1978	4322165	6204549	558997	20330	579327	17135714	32.62	532350	27049996	2468279
1979	5417706	7427575	678628	16194	694822	17479314	38.82	637286	27563833	2524877
1980	4820201	6955927	641341	17075	658416	17805067	36.02	596819	31773867	2400944
1981	4825862	6975036	638449	20032	658481	18135508	35.20	598458	38473623	2413051

(注) 堆肥量は、堆肥を化学肥料に換算したトン数である。

(出所) 糧食局業務報告資料。

化学肥料との併用によって、化学肥料の効果を最大に発揮することができた。養豚数を増やすと、排泄によって堆肥の量を増やすことができた。家畜のうち養豚数が最大多数を占め、養豚小屋で豚の排泄物の収集が比較的容易であり、1頭の豚当たり年間3トンの堆肥を「製造」する。概算すると、1961年の養豚によって26万6450トン、1971年に37万5357トンの肥料を「製造」したことになる。堆肥の増加は食糧の増加に大きな役割を果たすことになった。

- ③ 食肉と食油の供給増加。台湾では豚肉を好んで食べていたが、植物油の生産量は域内の需要に満たすことができず、当時は植物油や大豆類などの植物油を原料とする農作物の輸入に必要とする外貨が不足していた。養豚は蛋白質食品と食油と共に重要な供給源であった。
- ④ 食肉の供給。歴年の養豚数と食肉の供給量の増加が多い。
- ⑤ 食用油の供給。1962年に台湾で必要とする食用油は4万4120トンであり、豚油による供給量は2万1200トンで、全体の48%を占めていた。台湾域内産の植物油は1万4870トンで、不足分の8050トンは食用油の輸入または大豆を輸入し、植物油を絞り採る方式で補っていた。食肉の増産によって、食用油の供給増加補充に重要である。
- ⑥ 政府の税収増加。食肉処理税は地方政府の主な税収源であり、食肉処理数が増えることは、税収が増加することを意味する。1951年の台湾食肉処理税の収入はわずか6300万台湾元で、それ以降、年ごとに増え続けていて、1961年に3億6300万台湾元に、1971年に11億1200万台湾元に達した。
- ⑦ 豚の輸出による外貨収入の増加。1954年から台湾の豚は輸出されるようになった。それ以降、輸出量が増え続けた。1955年に8866頭の豚が輸出され、当時、1頭当たりは25ドルであり、概算で22万ドルの外貨を稼ぐことであった。1959年には9万4465頭の豚が輸出され、外貨の収入は236万ドルに達した。この4年間で10数倍の増加を意味する。

糧食局は養豚事業を奨励するために、第5科が業務を担当し、「養豚増加奨励計画施行要点」を公布・施行した。

## V. 沿海貧困地域の小作農の増産奨励計画

台湾の南部沿海地域の農民は貧しく、生活水準は低い。その原因は土地が痩せていたことによるものである。台湾政府は沿海地域の農民の収益を向上させるために、雑穀の栽培、養豚数の増加を奨励するようになった。遂に、1959年8月7日に発生した「八七水害」以降、1960年から以下の計画を実施するようになった。

台湾の沿海地域はもともと灌漑施設が不足しており、しかも、一部の土壤に塩分が含まれているため、農作物の単収が低い。この計画を制定した目的は、沿海地域の農民の所得を向上させ、生活水準をアップさせることである。

次の自力更生の方法を採用し、それは優良種子の貸出しで、生産資金の融資、肥料と農薬の供給である。それによって、雑穀（サツマイモ、落花生、大豆、トウモロコシなど）の増産を奨励し、農民の収益を高めた。サツマイモに大豆の粕と落花生の粕などを飼料にし、養豚の生産を増やして、農民の収益を増やした。豚小屋の増築に補助を与え、堆肥を増やし、化学肥料との併用によって土壤を改善して、生産を増やした。

実施の地域は雲林県、嘉義県、台南県、高雄県である。まず、雲林県の麦寮、台西、口湖、四湖など4つの郡部、台南県の北門、將軍の2つの郡部を優先的に実施し、雑穀増産を奨励した。養豚の増産および豚小屋の増設を奨励し、補助と融資を行った。

融資と補助金に必要な資金は次のようである。

- 1) 雑穀増産の奨励：融資額3000万台湾元
  - 2) 養豚数増産の奨励：
  - 3) 融資と豚小屋増設の補助：
    - ① 新設：融資額1600万台湾元，補助金800万台湾元
    - ② 修繕：融資額400万台湾元，補助金200万台湾元
- 合計：融資額8750万台湾元，補助金1000万台湾元

融資額は糧食局の資金から融資し、補助金は八七水害再建資金からの回収した資金を糧食局から融資と補助を行った。

計画の事後評価：農民の収益（経済価値による計測）

雑穀生産部門（推計値）：

種 類	栽培面積 (計画) (畝)	単位当たり 生産量 (キロ)	単 価 (台湾元)	単位当たり 生産額 (台湾元)	総 額 (万台湾元)
サツマイモ	4,000	12,350	0.4	4,940	1,976
落花生	8,000	1,035	6.0	6,210	4,968
大豆	2,000	900	7.5	6,750	1,350
トウモロコシ	1,000	1,500	3.0	4,500	450
合 計	15,000	—	—	—	8,744

(注) サツマイモ、落花生、大豆の予定単位当たり生産量は、1959年度の食糧作物の増産計画による。トウモロコシの単位当たりの生産量は、農林庁編『台湾農業年報』の推計による。

以下は計画完成後の経済価値による農民の収益額の推計である。

#### 1) 雑穀の部分

- ① 農民の賃金所得：20%で計算され、1748万8000台湾元である。
- ② 農民の所得：生産コスト，耕地の土地レンタル料，種子，肥料などは40%で計算され、3497万6,000台湾元である。

農民所得の①+②の合計である農民総収益額は5246万4000台湾元である。

#### 2) 養豚部分

- ① 農民の増収：養豚販売の所得は、豚1頭当たり1125台湾元で計算し、7万5000頭で合計8437万5000台湾元である。養豚のコストは、子豚の購入，飼料，燃料などの費用は、所得の60%で計算され、5062万5000台湾元の支出である。農民の収益は所得の40%で計算され、3375万台湾元である。
- ② 政府の食肉処理税の収入：1頭当たり155台湾元で計算され、3375万台湾元である。
- ③ 堆肥の産出量：堆肥産出量は7万5000頭で計算され、年間堆肥の産出量は2500トンである。

#### 3) この計画完成後の農民の収益増加分：

雑穀は5246万4000台湾元，養豚は3375万台湾元で，合計8621万4000台湾元である。

## VI. 農地改革

台湾の食糧増産の要因は、技術進歩、肥料、農薬の投入増加、水利施設の建設による灌漑、排水の改善などが挙げられる。しかし、最も影響が大きい政策の1つは、三七五減租、公地放領、耕者有其田など農地改革の実施である。農地改革の成功によって、小作農から自作農になり、自らの勤勉による収入増に結びつき、生活を改善することができた。増産意欲を向上させ、台湾の食糧生産量の増加をもたらした。戦後の農地改革のうち、日本と並んで非共産主義的改革の成功例である。

### (1) 三七五減租

1949年に政府は「三七五減租」政策を実施し、小作農の租税の負担を減少させることである。小作農は地主に収穫の50%またはそれ以上を小作料として支払う仕組みである。この「耕地三七五減租条例」第2条の規定「耕地地租額は主要作物・正産品の千分の三七五（37.5%）を超えないとする。もとの地租が千分の三七五を超えたものは、千分の三七五に減少すること。千分の三七五に満たないものは、増加することができない」。前項で称する「主要作物」とは、現地の農業で最も普及する農作物または実際の輪作の農作物を指す。「正産品」とは、農作物の主要産品で、栽培を目的とするものを指す。この条例は地租率（小作料率）の規定によって、全年の総収穫量の千分の三七五を超えない計算の基礎を決めたことになる。地租率は、国民政府が中国大陸で実施した「二五減租」の時に、仮定した小作料率に極めて近い。50%の租税率を「原地租率」に、100%から25%を差し引いた分との積を地租率として決めたことである。その計算式は以下のようである。

$$50\% \times (100\% - 25\%) = 37.5\%$$

(原地租率)

(租税減免後の租税率)

第4条の規定によると、「耕地での主要作物の正産品は、全年の総収穫量を基準とする。郷（鎮、市、区）公所の耕地租佃（地主・小作農）委員会は、協議を経て、直轄市や県（市）政府の耕地租佃委員会の決議後、内政部（省）や省政府に申告する」。第5条の規定によると、「耕地の小作期間は、6年を

超えないとする。もとの契約での小作期間は、6年を超えたものはもとの契約に従うこと」。

第11条の規定によると、「災害や他の不可抗力によって耕地に農作物が不作の場合、農地を借入れた者は郷（鎮，市，区）公所の耕地租佃委員会は不作状況を調査し、租税の減免方法を協議する。郷（鎮，市，区）公所の耕地租佃委員会は3日以内で処理すること。必要に応じて、直轄市や県（市）政府の耕地租佃委員会に報告し、決定する。地方に前項の農作物の不作などが多発した場合、郷（鎮，市，区）公所の耕地租佃委員会に申告し、租税の減免措置を協議する。災害による不作で耕地の収穫量が3割に満たさない場合、租税を免除する」。

以上の規定から三七五減租政策は、小作農に極めて有利な小作農優遇策である。実施の結果、1949年末までに三七五減租の対象面積は25万6557ヘクタールに、恩恵を受けた小作農世帯は29万6043世帯に達した。

## (2) 公地放領

戦後初期、台湾の農家世帯のうち、40.7%は小作農（地主から農地を借り、農作物栽培の農民＝土地なし農民）、29.5%は半小作農（自らの農地があつて、1部分の農地は地主から借りる農民）で、自作農は29.8%である。1947年初めに「台湾省公有耕地放領弁法」を公布し、「公地放領」による自作農創出計画であり、小作農が農地を自らの手に入れることによって増産意欲（モチベーション）を高まることになる。この公有地は国民政府が植民地時代の総督府所有地、河川の中洲、軍用地、州・市・村所有地、企業所有地、日本人移民村、私有地など17万6,031ヘクタールを接収したものを小作農に放出したものである。土地法の規定によって、国有、省有、県・市有、郷・鎮有（町・村所有）の4種類に分けられた。接収した公有地を小作農に売却し、それによって、小作農は自らの農地を手に入れることが出来た。

## (3) 耕者有其田

台湾政府は1953年に耕者有其田政策を引き続いて実施し、「農有，農耕，農享」（農民の所有，農民の耕作，農民の享有）の民生主義の耕地制度を築くよ

うになった。それによって、小作農は自らの耕地を持つようになり、自作農になった<sup>8)</sup>。自作農創設計画によって、耕者有其田対象の自作農19万4823世帯、耕地13万9249ヘクタール、1世帯当たり受け入れた耕地は0.71ヘクタールで、それによって、1世帯当たりの耕地面積が1.08ヘクタールに達した。小作農が自作農に変貌したあと、自らの農地を手に入れることによって、増産意欲が高まり、増産によって農民の生活水準もそれに沿って向上するようになった。表17は農地改革以降、自作農になった元小作農の収益状況を示している。

## おわりに

政府の奨励によって、米穀、雑穀、養豚なども増加し、1968年は1950年と比べて増産は以下のようなものである。米穀は77.1%の増産、サツマイモは56.5%の増産、トウモロコシは678.9%の増産、大豆は481.9%の増産、落花生は86.5%の増産、養豚は85.9%の増産である。小麦の生産量は4万5574トン(1960年)で、1950年よりも1万9,100トン増え、138.6%の増加である。しかし、1961年に雑穀の輸入を開放し、小麦が直接に影響を受けるようになり、生産量は4万トン台から1968年の1万7000トン台に減少し、1971年以降も2000トン台に減少を辿った<sup>9)</sup>。

米穀、雑穀、養豚の数量は大幅に増えた。この時期における耕地面積は3.4%の増加であり、水田はわずか0.96%の増加である。主食の米穀は自給自足のほかに、余裕が生じてきて、余剰米を輸出に向けるようになった。政府は「数量による価格安定のコントロール」ができ、市場需給の調整による合理的な米価を保つことができた。それによって、米価が長期にわたって安定を維持することができた(表18)。

表17 農地改革以後の地主・小作人の収益変化 (1948~95年)

(単位: 1畝当たりの米穀<sup>キロ</sup>)

時 期	1畝当たりの 生産量(A)	生産の配分率							
		地 主			元・小作人 (1953年以後は自作農)				
		配分率	農地税米穀	純所得	配分率	農地税米穀	地価税米穀	純所得(B)	配分率(B/A)
①三七五減租以前									(%)
1948年	3894	1947	229	1718	1947	—	—	1947	50.0
②三七五減租以後									
1949年	4248	1460	229	1231	2788	—	—	2788	65.6
1950年	4822	1460	229	1231	3362	—	—	3362	69.7
1951年	4916	1460	229	1231	3456	—	—	3456	70.3
1952年	5216	1460	229	1231	3756	—	—	3756	72.0
③耕者有其田以後									
1953年	5388	—	—	1168	5388	229	1168	3991	74.1
1954年	5562	—	—	1168	5562	229	1168	4165	74.9
1955年	5472	—	—	1168	5472	229	1168	4075	74.5
1956年	5786	—	—	1168	5786	229	1168	4389	75.9
1957年	5968	—	—	1168	5968	229	1168	4571	76.6
1958年	6174	—	—	1168	6174	229	1168	4777	77.4
1959年	6062	—	—	1168	6062	229	1168	4665	77.0
1960年	6366	—	—	1168	6366	229	1168	4969	78.1
1961年	6604	—	—	1168	6604	229	1168	5207	78.8
1962年	6851	—	—	1158	6851	314	1158	5379	78.5
④10年地価分返還後									
1966年	7673	—	—	—	7673	314	—	7359	95.9
1971年	7910	—	—	—	7910	437	—	7473	94.5
1976年	8790	—	—	—	8790	356	—	8434	95.9
1981年	9045	—	—	—	9045	130	—	8915	98.6
1983年	9738	—	—	—	9738	130	—	9608	98.7
1984年	9699	—	—	—	9699	130	—	9569	98.7
1985年	9770	—	—	—	9770	130	—	9640	98.7
1986年	9375	—	—	—	9375	130	—	9245	98.6
1987年	9562	—	—	—	9562	130	—	9432	98.6
⑤農地税停止後									
1988年	9870	—	—	—	9870	—	—	9870	100.0
1989年	9870	—	—	—	9870	—	—	9870	100.0
1990年	9982	—	—	—	9982	—	—	9982	100.0
1991年	10654	—	—	—	10654	—	—	10654	100.0
1992年	10336	—	—	—	10336	—	—	10336	100.0
1993年	11359	—	—	—	11359	—	—	11359	100.0
1994年	11167	—	—	—	11167	—	—	11167	100.0
1995年	11317	—	—	—	11317	—	—	11317	100.0

(注) ①三七五減租以前の場合 (1948年のケース), 地主の分け前は $3894 \times 50\% = 1947$ キロ/畝, 三七五減租以後の場合は $3894 \times 37.5\% = 1460$ キロ/畝に変更。

② 1畝当たりの生産量は1期作と2期作の合計量。

③ 「耕者有其田」実施後, 小作人は地価税分の米穀分を支払うようになった。

④ 1988年から農地税の支払が廃止された。

(出所) 表5に同じ。

表18 食糧の増加状態 (1950～68年)

年別	食米 (玄米・千トン)	サツマイモ (千トン)	小麦 (トン)	トウモロコシ (トン)	大豆 (トン)	落花生 (トン)	養豚 (千頭)	耕地面積 (千畝)	内訳：水田 (千畝)
1950	1421.5	2200.8	19100	6610	12543	57110	1619.9	870.6	530.2
1956	1789.8	2568.1	27099	10583	26442	81847	3040.7	875.8	533.1
1961	2016.3	3233.6	44248	29091	53900	104644	3105.5	871.8	528.1
1968	2518.1	3444.6	17118	51485	72995	106489	3010.6	899.9	535.3

(注) 表4に同じ。

(注釈)

- 1) 第1次食糧増産5ヵ年計画は、黄登忠・朝元照雄「台湾の食糧管理政策：米穀肥料交換制度の形成と廃止」『エコノミクス』第8巻第1号，2003年8月を参照されたい。
- 2) 黄登忠・朝元照雄「台湾における新食糧会計制度の構築と糧食局の再編」『エコノミクス』第8巻第2号，2003年11月の表7を参照されたい。
- 3) 陳誠『台湾土地改革紀要』正中書局，1961年；薛化元「陳誠與國民黨政府政治基礎的奠定：以1949年台湾省主席任内為中心探討」（『一九四九：中國的關鍵年代學術討論會論文集』國史館，2000年）；毛育剛「中國農村復興聯合委員會與台湾土地改革」（『台湾歴史的上的土地問題』中央研究院台湾史研究所籌備處，1992年）；黄俊傑『戦後台湾の轉型與展望』正中書局，1995年；陳慧安「陳誠與台湾土地改革」中國文化學院歴史學研究所修士論文，1983年；朱旭華「中國農村復興聯合委員會與台湾土地改革1948－1965」政治大學歴史學研究所修士論文，1991年。
- 4) 米穀肥料交換制度の弊害について，黄・朝元，前掲論文，2003年8月に詳しい。
- 5) 王崧興「八堡圳與台湾中部的開發」（『台湾文獻』第26巻第4号，1976年）；氏の“Papao Chun: An 18th Century Irrigation System in Central Taiwan”（『中央研究院民族學研究所集刊』第33期，1972年）；森田明「台湾における一水利組織の歴史的考察：『八堡圳』について」（福岡大学『人文論叢』第4巻第3号，1972年12月）。
- 6) 蔡志展『清代台湾水利開發研究』昇朝出版，1980年；蔡志展『明清台湾水利開發研究』台湾省文獻委員會，1999年；王世慶『清代台湾社會經濟』聯經出版，1994年；蔡幸芳「曹謹與曹公圳之研究」成功大學歴史學研究所修士論文，1995年。
- 7) 『台湾統治提要』1945年，213ページ。
- 8) 黄・朝元，前掲論文，2003年8月；朝元照雄『開發経済学と台湾の経験』勁草書房，2004年，第5章に詳しい。
- 9) 『台湾百年糧政資料彙編』（第2編）を参照されたい。